

一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち
～あいとぴあ狛江～

第4次 狛江市地域福祉活動計画



令和6（2024）年度から令和11（2029）年度

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 地域福祉とは	- 3 -
2 地域福祉活動計画とは	- 3 -
3 計画策定の趣旨・背景	- 5 -
(1) 狛江市を取り巻く現状	- 5 -
(2) 狛江市における地域課題	- 10 -
4 計画の期間	- 16 -
5 圏域の捉え方	- 17 -
6 策定までの取組み	- 18 -
(1) 地域福祉活動計画策定委員会の設置	- 18 -
(2) 地域住民・活動者からの意見の聴き取り	- 18 -
(3) 地域福祉の各主体に期待される役割	- 19 -
第2章 今後の基本的な方向性及びこれからの活動展開	- 25 -
1 地域みんなで目指すもの～地域福祉活動計画の基本理念～	- 27 -
2 5年後のこまへのまちをデザインする	- 28 -
(1) 5年後のこまへのまちの姿	- 28 -
(2) そのために5年間で行うこと	- 28 -
3 これから5年間の活動の展開	- 30 -
(1) チャレンジ1 地域のみつめる力を高める	- 30 -
(2) チャレンジ2 地域の財産を積極的に見つけに行く	- 32 -
(3) チャレンジ3 地域のつながる力を高める	- 33 -
(4) チャレンジ4 福祉にとどまらない地域の財産とのつながり、つなげる仕組みを作る	- 35 -
(5) チャレンジ5 新しい地域を「デザイン」する	- 38 -
(6) チャレンジ6 新しい活動がわきあがる地域力を高める	- 40 -
(7) チャレンジ7 地域の力を高める存在を支え、そだてる	- 42 -
4 狛江社協の人づくり・組織づくり	- 44 -
5 地域福祉活動計画の取組体系	- 46 -
6 狛江市福祉計画との連携・整合	- 47 -
第3章 計画の推進に向けて	- 49 -
1 地域福祉活動計画の推進を検討する委員会の設置	- 51 -
2 福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理・共有	- 52 -
3 地域福祉活動計画に基づく活動に対する新たな助成等の仕組み	- 52 -
4 地域住民によるまちづくり推進のための支援体制（狛江社協職員の地域担当制の導入検討）	- 53 -
資料編	- 55 -
1 ヒアリング結果等の概要	- 57 -
(1) 地域住民懇談会	- 57 -
(2) 福祉の専門職による懇談会	- 59 -

(3) 地域住民との地域福祉活動計画素案内容の情報共有（市民説明会）	- 63 -
2 社会福祉法人粕江市社会福祉協議会事業のあり方検討委員会答申（抄）（令和5年3月）	- 65 -
3 粕江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	- 70 -
(1) 社会福祉法人粕江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	- 70 -
(2) 粕江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	- 71 -
(3) 粕江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会検討経過	- 72 -
用語集	- 73 -

第1章 計画の概要



第1章では、この計画がどのような計画なのか、地域福祉とは何かなど、計画の前提となることを説明しています。

第1章 目次

- 1 地域福祉とは（p.3）
- 2 地域福祉活動計画とは（p.3）
- 3 計画策定の趣旨・背景（p.5）
- 4 計画の期間（p.16）
- 5 圏域の捉え方（p.17）
- 6 策定までの取組み（p.18）

1 地域福祉とは

「福祉」とは、特定の人だけではなく、すべての人が幸せになれることです。その中で「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、地域で安心して長く暮らし続けられるように、地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域の課題解決に取り組む考え方のことをいいます。

課題を解決する取組みとして、個人や各家庭の努力による解決【自助】のほか、隣近所や地域、ボランティア等による助け合い、支え合い【互助、共助】、介護保険、医療保険等の相互負担による制度の活用や、公的サービスによる課題解決【公助】の方法等があります。

また従来のサービスの主体客体といった固定的な役割分担ではなく、住み慣れた地域において「包括的な支援体制」を整備することが求められています。そのため、市や社会福祉協議会（以下、本計画書において「狛江社協」）をはじめ、すべての地域住民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携、協働することが重要です。



2 地域福祉活動計画とは

「地域住民や地域の関係者・関係団体が主体的に取り組む民間の活動・行動計画です」

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社協が活動計画として策定するものであり、社協が呼びかけて、「すべての地域住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

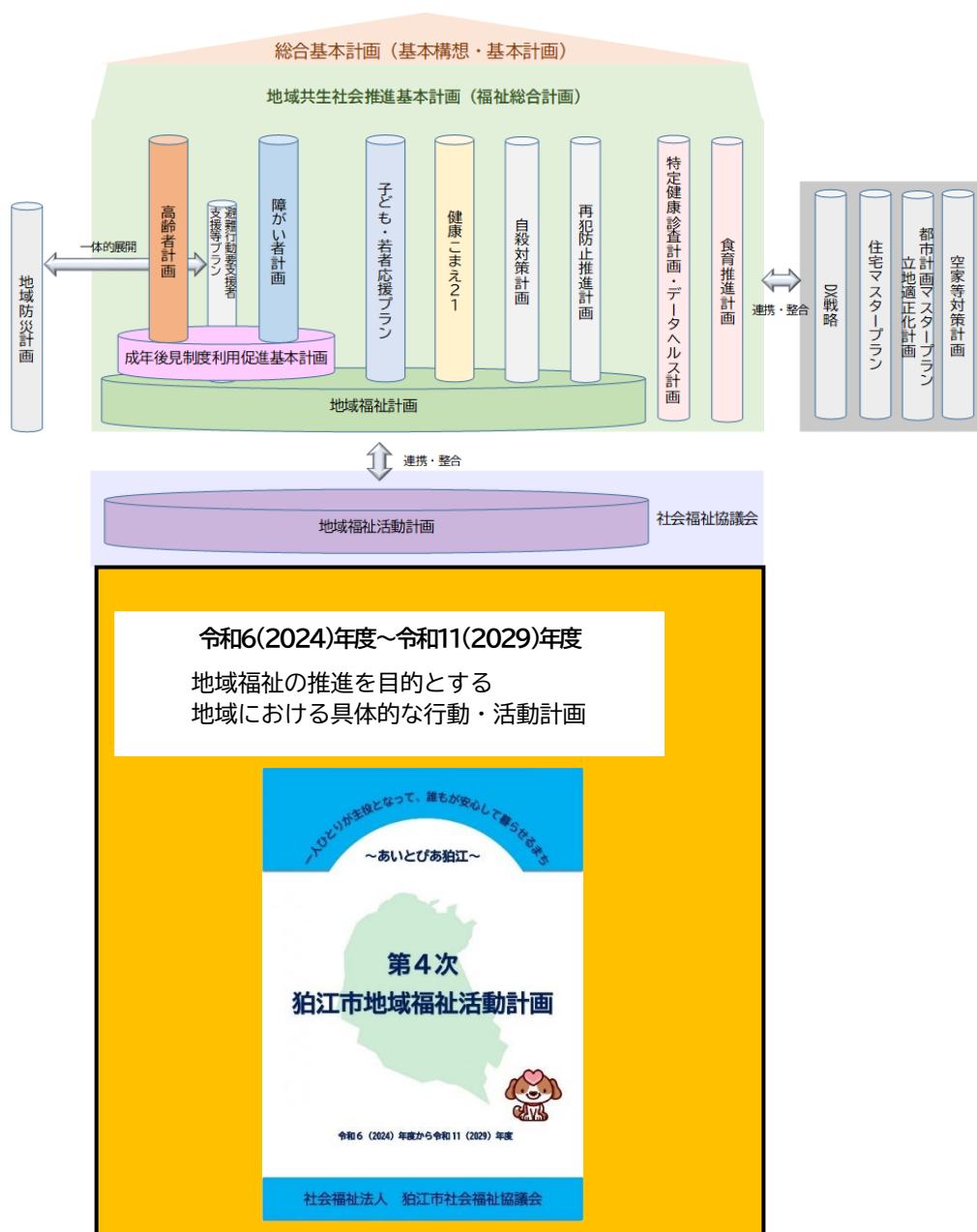
名称が類似するものとして、「地域福祉計画」がありますが、「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現するための地域住民や地域の関係者・関係団体の行動のあり方を定める計画が

¹ 「住民」とは、市内に住所がある人のこと、「地域住民」とは、市内に住所があるだけでなく、市内において働く人、学ぶ人、様々な活動をする人など、すべての人のことを指しますが、本計画書では、「地域住民」に表記を統一します。

「地域福祉活動計画」といえます。狛江市の場合、「第4次狛江市地域福祉活動計画」（以下「本計画」）は、狛江市が策定した「狛江市第1次地域共生社会推進基本計画（狛江市第5次地域福祉計画）」（以下「狛江市福祉計画」という。）との連携・整合を図り、市と協働しながら計画を推進していきます（図1－1 参照）。

図1－1 計画の位置付け



3 計画策定の趣旨・背景

(1) 狛江市を取り巻く現状

①「地域共生社会の実現」に向けた国の動き

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方がポイントとなっています。

「地域共生社会」とは、すべての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会をいいますⁱⁱ。

国は、福祉制度を将来にわたって維持、充実していけるように、地域包括ケアシステムの構築や子ども・子育て支援新制度の導入など、時代に対応した福祉制度の改正を進めてきましたが、平成 30（2018）年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、本法律には地域福祉の根拠となる「社会福祉法」の一部改正も盛り込まれています。

その後も市町村における包括的な支援体制の整備のあり方について検討が行われ、令和 2（2020）年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立（令和 3（2021）年 4 月施行）し、各市町村においては、「重層的支援体制整備事業」を実施するように示されました。

この改正法の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を掲げ、制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と地域がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂型社会（包摂的な地域づくり）を目指しています。

このような方針のもとで、地域住民が抱える課題の多様化、複雑化を背景に、属性を問わず広く地域住民を対象とした支援制度である「重層的支援体制整備事業」がスタートしています。

また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人はその高い公益性に鑑みて、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うこととされたことから、各地で様々な取組みが展開されるようになりました。

狛江社協では、平成 30（2018）年度に地域の関係者・関係団体とともに「第 3 次狛江市地域福祉活動計画」を策定し、小地域福祉活動の推進やボランティア活動の推進などの取組みを進めてきました。第 3 次計画が令和 5（2023）年度で終了することから、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、狛江市の恵まれた地域福祉環境を活かしながら、新たな時代に対応できる地域社会の実現のために、本計画を策定することとしました。

ⁱⁱ 狛江市では、令和 4（2022）年 4 月に狛江市福祉基本条例を改正し、その前文で「全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいを持ち、ささえあって、ともに生きる地域共生社会の実現を目指している」と規定しています。

②本市における課題

<社会的孤立・孤独>

社会全体で核家族や少子高齢化が進行を続けている中、本市でも社会的孤立・孤独の課題を抱えています。平成2（1990）年から令和2（2020）年までの過去30年間の国勢調査をみると、高齢者の独居世帯は5.7倍の約5,000世帯に、また、高齢者以外の独居世帯は1.5倍の約15,000世帯にのぼり、世帯全体の47.8%を独居世帯が占め、過去30年間で11.0ポイント増加しています。全国との比較でみると、狛江市の独居世帯割合は全国より9.8ポイント高くなっています。また、この間、世帯あたり人員は2.5人から2.0人に減少しています。

令和3（2021）年より狛江社協が実施している「福祉のまちづくり委員会」における意見によると、「近所づきあいをする地域コミュニティがない」「夫婦共働きで地域と接点を持つ時間がない」「地域のコミュニケーションの機会がない」等、地域のつながりの希薄さを地域課題として認識することが最も多くあげられています。

令和5（2023）年1月に狛江市が実施した市民意識調査によると、「社会的孤立」該当者については、未婚、仕事をしていない（仕事を探していない）、民間賃貸住宅にお住まい、400万円未満の収入の方が多くなっています。また、「孤独」該当者については、40歳代、未婚、高校（旧制中学校を含む）卒、パート・アルバイト（学生アルバイトを除く）の仕事、民間賃貸住宅にお住まい、400万円未満の収入の方が多くなっています。

また、住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係については、「必要だと思う」方が最も多くなっていますが、「20歳代」、「ひとり暮らし」、「社会的孤立」該当者、「孤独」該当者では少なくなっています。他方狛江市の特徴として、「20歳代」の半数以上の方が地域活動・ボランティア活動等に取り組みたいと考えており、若者の地域活動・ボランティア活動等へのきっかけづくりが地域づくりで重要となります。福祉カレッジにおいても、若者への地域活動・ボランティア活動等へのきっかけとなるようなカリキュラムを検討する必要があります。

<孤立する子育て家庭>

近年の世帯の状況を見ていくと、かつて大家族が当たり前であった過去の日本では、家庭に子どもが生まれると、両親だけでなく、兄弟や祖父・祖母なども子育てを手伝っていましたが、1世帯あたりの人数が減少し、家族の人数が少なくなった現在、親は子育てで誰かを頼ることができず、子育てにかかりきりで社会との接点を失い、家庭内で孤独に追いやられてしまう可能性があります。特にひとり親世帯では、子育ての課題に加え、貧困や教育、ヤングケアラーなど別の課題も複合してしまうことも考えられます。

「福祉のまちづくり委員会」によると、「育児について気軽に親が話せる場所がない」「子どもが親以外の大人と接する機会が減少している」「子どもの遊ぶ場所がない」「登下校の見守り人材が不足している」等の地域課題があげられました。核家族化と両親の共働き化が進行している現代においては、地域全体で子育てを支援していくまちづくりが求められます。

<孤立する高齢者>

高齢者世帯に注目すると、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。仕事や家事から離れ、つながりを保ちにくい特性を有する高齢者は、加齢につれ外出が困難となるこ

とから、地域とのつながりが希薄となる可能性があります。

また、高齢者のみの世帯の場合、地域とのつながりを担っていたご家族が亡くなることで、残された高齢者が急に地域とのつながりを失ってしまうことも考えられます。

さらに、高齢者のみの世帯が安心して暮らしていくためには、適切にお金が管理できることや正しい契約行為が行えることなど、適切な判断能力を維持していくことが課題となります。そのためには、高齢者自身に介護予防に努めてもらうことだけでなく、判断能力が低下した方に対して、適切な権利擁護支援が必要です。

<ひきこもり>

これらに加え近年では、見えにくい課題のひとつとして、ひきこもりの課題があります。本市のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」）へのひきこもりの相談件数は、年々増加しています。また、ひきこもりの状態にある人は、それぞれの事情が異なることから、既存の福祉的接点では把握ができない人もいると考えられ、本人が課題と感じていない、家族が隠そうとする、自分の責任として感じているため支援を求めてこない人もいることから、課題を抱えている人の実態は、相談等から把握される件数よりもより多くいることが予想されます。

<支え合いと生きがい>

多様性が尊重される社会である現在、市民一人ひとりの抱える事情や課題は多様化・複合化しています。これら市民の課題解決のためには、適切な相談窓口、課題を抱えた市民を発見できる仕組みづくり、総合的な課題解決ができる体制づくりなどが求められます。令和5（2023）年1月に狛江市が実施した高齢者意識調査によると、生きがいのある高齢者の割合は49.4%であり、3年前の同じ調査より10.3ポイント低下しています。生きがいや社会的役割をもって幸せに自分らしく暮らせる社会とは、高齢者に限らずすべての世代が目指す社会像と考えられます。そのため、市民と民間企業、NPO、福祉関係従事者、市とが、孤立しがちな市民の課題を共有して、すべての市民が支え合い、生きがいをもって暮らせる「しくみ」を構築・深化することが課題となります。

③新型コロナウイルス感染症拡大後の地域活動や暮らしの変化

近年、全国的な少子高齢化の進行や社会情勢の変化の中で、様々な社会的課題が浮かび上がっています。地域社会では、格差や社会的孤立・排除により生活課題が広がり、福祉課題が深刻化しています。貧困や失業に陥った人、障がいのある人・子ども、老々介護世帯、ひきこもりの人、依存症や様々な疾病を抱える人、DV、外国人、LGBTQ など、地域から孤立することによる関係性の貧困が生きづらさにつながっています。最近では、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染防止のために人と距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた期間が長く続きました。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や孤独、高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も中長期的に感染防止に取り組みながらの生活が求められる中で、ニューノーマル（「新し

い生活様式」)に向けた新たなコミュニケーション方法のあり方やその支援のあり方について検討することが求められています。

また、全国的に見ると、近所づきあいの減少や核家族化などの影響で、地域の中で人の交流や支え合いは減少する傾向にあります。孤独死や虐待などの背景にも、このような地域のつながりの希薄化が存在していると考えられます。

情報通信社会の急速な進展等によって、地域住民の生活環境やライフスタイルは急速に変化し、子どもから大人、高齢者に至るまで、インターネット等の利用が普及しています。社会のデジタル化については、令和2年(2020)12月25日に総務省が策定した自治体DX推進計画の「自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項」として、「全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」という取組方針が掲げられました。

“デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化”という点と難しく聞こえますが、地域住民のニーズを踏まえた行政情報の配信をしたり、IoTを活用した子どもの見守り・安全確保策を検討したりするなど、社会をデジタル化していく方法はたいへん身近であり、取り組みやすいものです。

以上のようなデジタル技術を活用した取組みなどを通して、地域の誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指していくことが求められます。

一方で、地域の力を再評価し、地域における「新たな支え合い」の実現を目指す動きも拡大しています。度重なる地震や風水害などの自然災害、孤独死、虐待などの深刻化を目の当たりにして、地域のつながりの大切さが改めて見直されるとともに、地域での見守り・支え合いやボランティア活動などを通じて、困難を抱えている人の力になりたいという人も増加しています。

④有事の大規模災害に備えた平時からの地域のつながりの重視

災害時の要配慮者対策については、平成23(2011)年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援を行うため、国が平成25(2013)年6月に災害対策基本法の改正を行うとともに「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」を新たに策定しました。これにより、避難行動要支援者に対するより一層の支援の強化が求められるとともに、実際に災害が発生した際には、避難行動要支援者のみならず、乳幼児や妊婦、ひとり親世帯などへの配慮も必要となります。



令和5(2023)年は、大正12(1923)年の関東大震災から100年の節目の年になります。地域のつながりの希薄化等が懸念されている一方で、近年日本の重要課題の一つとされている災害(防災)対策については、平時から地域力を強化する「共助」意識醸成の重要性が指摘されています。

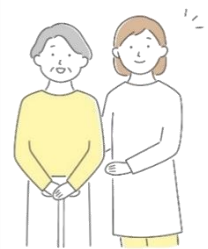
緊急時の的確な判断や情報収集力、移動手段等、支援の必要な世帯における災害時の課題が山積する中、本市でも平成 23（2011）年の東日本大震災や西和泉・中和泉地区及び猪方・駒井町地区で浸水被害が発生した令和元（2020）年の東日本台風（台風第 19 号）においては、盤石な地域力のある自治体が多く「共助」による避難行動を生み出したことが話題になり、地域（市区町村）レベルでの防災対策のあり方が再検討されるきっかけとなりました。狛江市においても、狛江社協が中心となり、あいとぴあセンターに狛江市災害ボランティアセンターが開設され、災害ボランティアによる片付け等の必要な個人宅等に対する支援が行われました。

▶令和元（2020）年 10 月 16 日から 27 日まで、あいとぴあセンター内 1 階狛江社協事務局前フリースペースに災害ボランティアセンターを設置



その一方で、平成 29（2017）年度に行われた世論調査によると、高齢になるほど「自助」に重きを置いた防災対策を主とし、災害時における「共助」意識が低くなっていることなどが報告されています。

また、地域社会の支え合い機能（相互扶助）の低下による地域への帰属意識の低下は、孤立問題や防犯への意識低下にも大きく影響する可能性があるため、日頃からの地域のつながりの強化を土台とした地域力の強化が求められます。



(2) 狛江市における地域課題

狛江市を取り巻くこうした社会状況を踏まえ、地域住民として進めていきたい課題を次のとおり整理しました。

課題1 地域の「困りごと」や「やりたい気持ち」をみんなで共有したい

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 地域でできることを学ぶ機会が必要（福祉のまちづくり委員会）
- 一人ひとりが少しずつでも参加することのできる地域活動（小さなおせっかい、おすそ分け）が必要（福祉のまちづくり委員会）
- 一人暮らし高齢者の孤独死への不安がある（地域住民懇談会）。
- 支援を必要としているかもしれない世帯の把握は難しい（福祉のまちづくり委員会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 福祉について、就学前から継続して長い期間学んでいくことで、子どもたちの理解は深まり、興味や関心が続いていく（専門職懇談会 子ども分野）
- 幼少期のうちから、障がい者との交流や障がい理解を学ぶ機会が必要（専門職懇談会 障がい分野）
- 地域で権利擁護支援についての関心を高め、活躍できる場を作ることが必要（専門職懇談会 権利擁護分野）

③事業のあり方検討委員会の意見

- 子どもから高齢者まで誰もが参加でき、主体となりうる地域福祉サポーターを養成し、地域課題を専門職につなぐ機能を強化する（事業のあり方検討委員会答申No.2）

課題2 地域で活躍できる人材や新しい社会資源をみつけない

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 地域住民同士がつながるきっかけがほしい（地域住民懇談会）
- 困りごとのつなぎ先の情報が分かりにくい（地域住民懇談会）
- リタイアした専門職の活用（福祉のまちづくり委員会）
- 地域での人材バンク制度（福祉のまちづくり委員会）
- 防災散歩、防災マップづくり（福祉のまちづくり委員会）
- 地域の課題を住民が気付くきっかけが難しい（地域住民懇談会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 地域で権利擁護支援についての関心を高め、活躍できる場を作ることが必要（専門職懇談会 権利擁護分野）

③事業のあり方検討委員会の意見

- 個人の関心や経験を生かし、専門性を発揮して地域活動を展開するため、福祉カレッジの力

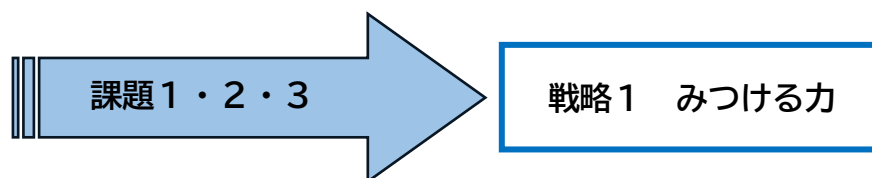
課題3 社会資源を活用できる新しい発見や柔軟性がほしい

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 子どもが親以外の大人と接する機会が減少している（福祉のまちづくり委員会）
- 子どもたちがいつでも気軽に遊びに行くことができる居場所づくり（福祉のまちづくり委員会）
- 子育て世代が行ける場所が少ない（地域住民懇談会）
- 地域の課題を住民が気付くきっかけが難しい（地域住民懇談会）
- 生きづらさを感じ社会参加できない方がいる（地域住民懇談会）
- 生きがいつくりの重要性（福祉のまちづくり委員会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 市内で子どもたちが就学前から継続して福祉の学習をしていくことは、優しいまちづくり、住みやすいまちづくりにつながっていく（専門職懇談会 子ども分野）
- 障がいがあってもできることや、やりたいことを選択できるだけの情報がほしい（専門職懇談会 障がい分野）
- 法的問題や仕組みに課題があるため、権利擁護における民間の保証会社の活用に不安がある（専門職懇談会 高齢分野）



課題4 地域にある「困りごと」や「やりたい」を何か（※）につなげたい

※「何か」は、平常時、緊急時を問わず、解決や発展につながる既存の顕在化している相談先、団体、人材、情報等に限定されるものではなく、将来的に新たな資源となり得る可能性を秘めた潜在的なあらゆるものを想定しています。

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 帰宅できず困っている高齢者や認知症が疑われる方を見かける（地域住民懇談会）
- 子育て世帯の保護者による怒鳴り声が聞こえてきたり、乱暴なふるまいが見られる（地域住民懇談会）
- 生きづらさを感じ社会参加できない方がいる（地域住民懇談会）
- ひとり親家庭で生活に困窮している世帯に対し、地域住民がどのように関わるとよいか分からない（地域住民懇談会）

- ひきこもりの人を支援につなげるのが難しい（地域住民懇談会）
- 困りごとのつなぎ先の情報が分かりにくい（地域住民懇談会）
- 相談先が検索できるようになかったらよい（福祉のまちづくり委員会）
- 気軽に話せる場がない（福祉のまちづくり委員会）
- LINEグループ等で横のつながりをつくる（福祉のまちづくり委員会）
- 情報共有ができるネットワークづくり（福祉のまちづくり委員会）
- 災害時の障がい者への理解が進まない（福祉のまちづくり委員会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 高齢者を支える福祉専門職の56%が地域で困りごとを抱えながらも制度の狭間で支援に結び付きにくい人がいることを認識している（専門職懇談会 高齢分野事前アンケート）
- 幼少期のうちから、障がい者との交流や障がい理解を学ぶ機会が必要である（専門職懇談会 障がい分野）
- 障がいがあってもできることや、やりたいことを選択できるだけの情報がほしい（専門職懇談会 障がい分野）
- 障がい者の特性や必要な支援等、地域における理解が不足している（専門職懇談会 障がい分野）
- 障がいがあることにより、店、公共施設の利用等、気軽に外出するためのハードルが高い（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時は、日ごろから関わりのある支援者や保護者が不在になる可能性がある（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時の避難に対して支援者側の手が足りなくなる可能性がある（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時、障がい者の理解が不足している状況では安全の確保が難しい（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時、環境変化に弱い障がい者は、避難先で落ち着いて過ごすことができない（専門職懇談会 障がい分野）
- 選挙の時に支援が必要な方が安心して投票所に行くことができない（専門職懇談会 障がい分野）

③事業のあり方検討委員会の意見

- 判断能力はあるが頼れる親族が身近にいない人の意思決定支援を実現するための仕組みを、段階的に拡充していく（事業のあり方検討委員会答申No.1）
- 権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築のため、中核となる機能を段階的に拡充していく（事業のあり方検討委員会答申No.4）

課題5

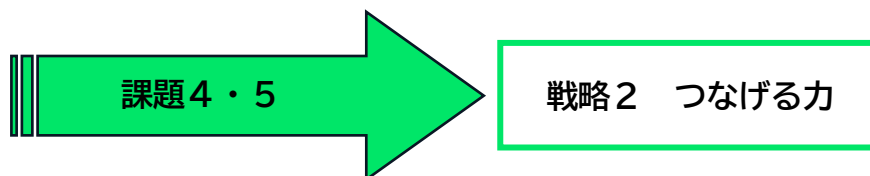
企業や異業種とのふれあいで福祉から新たな可能性を広げたい

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 事業における協力企業から、複雑化した課題を抱える対象者について、当該事業における状況を勘案しながら、将来的な就労も視野に入れていくことも一案との提案があり、今後の展開に期待したい（事業協力企業からの意見）
- 農協では、子ども食堂に農作物を提供する等、地域貢献として何ができるかを検討しているが、農業体験を通しての集まりや、住民同士のつながりの機会になるのではないか（地域住民懇談会）
- デジタル化に対応が困難な高齢者に対しては、通信関連業者の社会貢献等が手助けになるのではないか（福祉のまちづくり委員会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 法的問題や仕組みに課題があるため、権利擁護における民間の保証会社の活用に不安がある（専門職懇談会 高齢分野）
- 障がい者雇用の推進等に対して、障がい者の特性や必要な支援等、地域における理解が不足している（専門職懇談会 障がい分野）
- 障がいがあることにより、店、公共施設の利用等、気軽に外出するためのハードルが高い（専門職懇談会 障がい分野）
- 障がいがあってもできることや、やりたいことを選択できるだけの情報がほしい（専門職懇談会 障がい分野）
- こまえくぼの市内企業のCSR活動支援の実績は60社以上に及んでいる（市民活動支援センター実績報告書）



課題6

地域で活動をする人を支えられる仕組みをつくりたい

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- ボランティアの高齢化（福祉のまちづくり委員会）
- 地域活動の後継者不足が顕著（福祉のまちづくり委員会）
- 活動をしている人とそうでない人の温度差がある（福祉のまちづくり委員会）
- 外国籍で孤立している世帯がある（地域住民懇談会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 地域で権利擁護支援についての関心を高め、活躍できる場を作ることが必要（専門職懇談会 権利擁護分野）

- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の待機者が多く、必要な時に必要な権利擁護支援につなげられない（専門職懇談会 高齢分野）
- 法的問題や仕組みに課題があるため、権利擁護における民間の保証会社の活用に不安がある（専門職懇談会 高齢分野）

③事業のあり方検討委員会の意見

- 地域の高齢者を対象としたサロン活動の運営体として地域福祉推進委員会を位置づけ、地縁組織の町会等と協力して地域福祉を推進する（事業のあり方検討委員会答申No.3）

課題7 課題解決に向けた、持続可能な先駆的事業を地域で展開したい

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 空き家・店舗、空き地を有効活用できる助成金の不足（福祉のまちづくり委員会）
- 社会資源の地域格差がある（福祉のまちづくり委員会）
- 子育て世代が行く場所が少ない（地域住民懇談会）
- 仕事の都合で子どもに朝食を用意できない共働きの世帯がある（地域住民懇談会）
- 外国籍で孤立している世帯がある（地域住民懇談会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 権利擁護支援が横串をさすような支援になるようネットワークの形成が重要である（専門職懇談会 高齢分野）
- 権利擁護支援地域連携ネットワークを維持できる体制が必要である（専門職懇談会 権利擁護分野）
- 専門職、市民を問わず被後見人等を支援するためのチーム形成支援が必要である（専門職懇談会 権利擁護分野）
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の待機者が多く、必要な時に必要な権利擁護支援につなげられない（専門職懇談会 高齢分野）
- 身寄りのない高齢者の支援や医療に関する課題がある（専門職懇談会 高齢分野）
- 高齢者の居住支援に関して課題がある（専門職懇談会 高齢分野）
- 生活保護基準には非該当であるが、十分な経済力がないため、医療費や死後事務の費用が負担できず、必要な支援を受けることができない方がいる（専門職懇談会 高齢分野）
- 死後事務や、身元保証に関する支援が狭間となり、その支援について福祉専門職は苦慮している（専門職懇談会 高齢分野）
- 市内にエンディング支援について相談できる場所がない（専門職懇談会 高齢分野）
- 介護保険で対応ができない末期がん患者等の支援ができる場所がない（専門職懇談会 高齢分野）

③事業のあり方検討委員会の意見

- 地域課題を抽出し解決方法を検討するプラットフォームが必要とされている（事業のあり方検討委員会答申No.3）
- 粕江市より権利擁護支援ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）を粕江社協が受託す

ることにより、粕江社協が先駆的に培ってきた専門的知識や技術を持続可能な権利擁護支援ネットワークとしてさらに発展させる必要がある（事業のあり方検討委員会答申No.4）

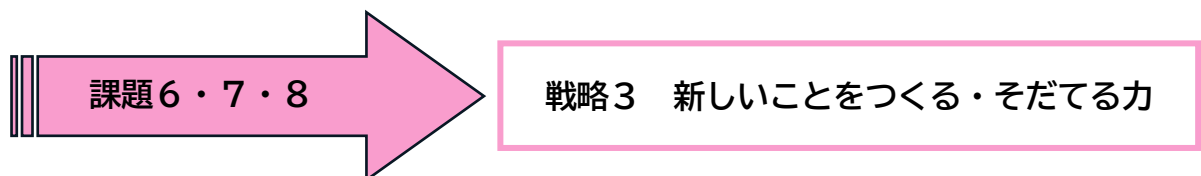
課題8 災害時にも対応できる、日常的な地域のつながりをつくりたい

①地域住民の意見（地域住民懇談会、福祉のまちづくり委員会等）

- 地域住民同士がつながるきっかけがほしい（地域住民懇談会）
- ご近所の「軽い」つながりの場が必要（福祉のまちづくり委員会）
- 若い人も興味を持てる多世代交流の催し（福祉のまちづくり委員会）
- 地域参加のきっかけになる多様な防災・防犯講座（福祉のまちづくり委員会）

②地域福祉活動者・団体等の意見（専門職懇談会等）

- 障がい者の特性や必要な支援等、地域における理解が不足している（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時は、日ごろから関わりのある支援者や保護者が不在になる可能性がある（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時の避難に対して支援者側の人手が足りなくなる可能性がある（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時、障がい者の理解が不足している状況では安全の確保が難しい（専門職懇談会 障がい分野）
- 災害時、環境変化に弱い障がい者は、避難先で落ち着いて過ごすことができない（専門職懇談会 障がい分野）



4 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を期間とします（図1－2参照）。その間、地域の現状や取組みの進捗状況などを踏まえて、必要に応じて見直しを行うとともに、令和10（2028）年度において地域住民懇談会、計画の最終年度にあたる令和11（2029）年度には、住民への意識調査等を評価・検証したうえで、関連計画の改正状況等も踏まえながら次期計画の策定作業を行います。なお令和11（2029）年度は、次期計画の策定作業の実施年度となるため、本計画に基づく各事業については、5年間を計画期間として取り組むものとします。

図1－2 計画の期間

		令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
社 協 の 計 画	地域福祉活動計画	第3次			第4次					
市 の 計 画	狛江市基本構想	第4次（令和2（2020）年度～）								
	狛江市基本計画	前期（令和2（2020）年度～）					後期			
	地域共生社会推進基本計画					第1次				
	地域福祉計画	第4次（平成30（2018）年度～）				第5次				
	成年後見制度利用促進 基本計画	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画								
						第1期※1				
	高齢者計画	高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画				高齢者保健福祉計画				
						第9期介護保険事業計画		第10期介護保険事業計 画		
	障がい者計画	障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画				障がい者計画				
						第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画		
	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者計画※2	第2期こまえ子ども・若者応援プ ラン 令和2（2020）年度～					第3期こまえ子ども・若者応援プラン			
	健康増進計画※3	健康こまえ21（第2次） 平成27（2015）年度～					健康こまえ21（第3次）			
	市町村自殺対策計画	いのち支える狛江市自殺対策計画 平成31・令和元（2019）年度～								
	地方再犯防止推進計画					狛江市第1次再犯防止推進計画				
	特定健康診査等実施計画	第3期狛江市特定健康診査等実施計画 平成30（2018）年度～					第4期狛江市特定健康診査等実施計画			
	国民健康保険法に基づく保 険事業の実施等に関する指 針	狛江市国民健康保険データヘルス計画 平成29（2017）年度～					狛江市国民健康保険データヘルス計画			
	市町村食育推進計画	狛江市食育推進計画（第2次） 平成29（2017）年度～					狛江市食育推進計画（第3次）			

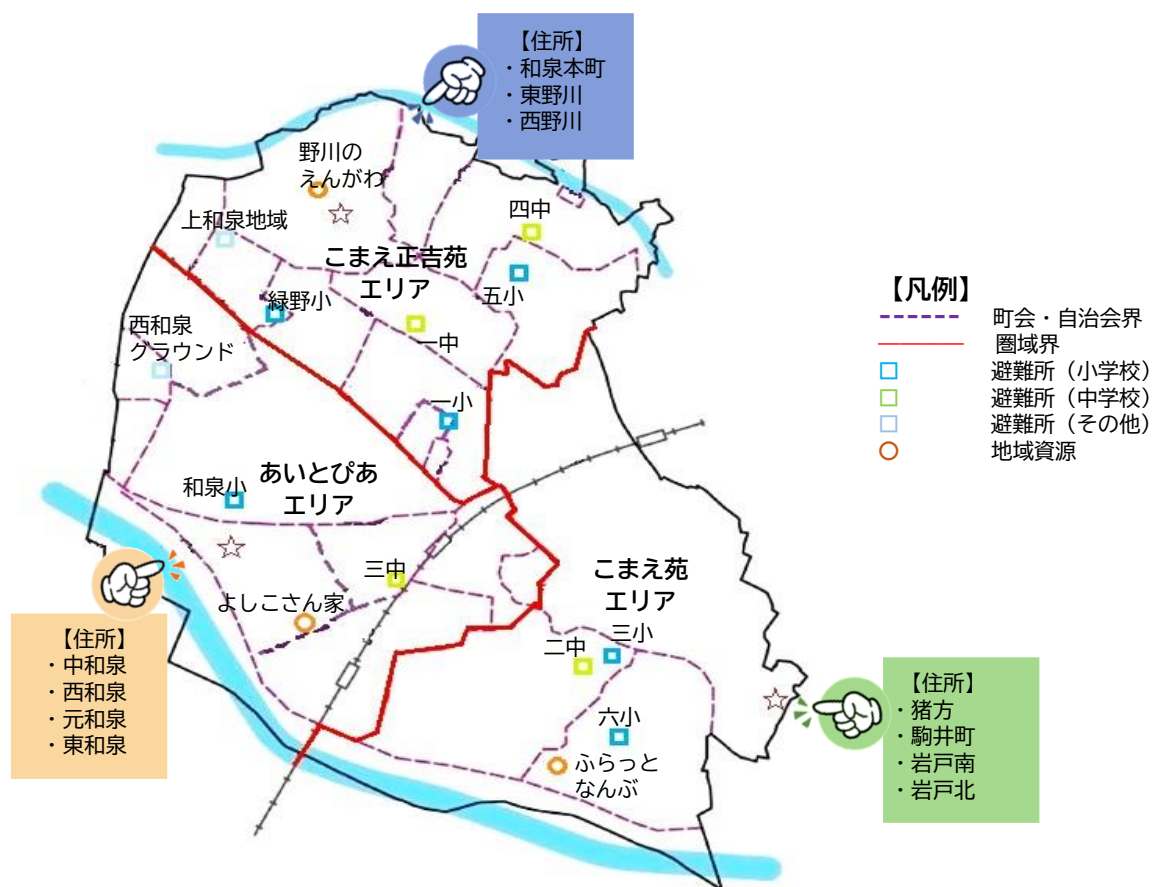
5 圏域の捉え方

本計画では、狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における日常生活圏域の範囲と合わせて、狛江市内を3つのエリア（3つの圏域）に分けて事業を実施し、地域福祉の推進を目指します。

3つのエリアは、下図の「あいとぴあエリア」、「こまえ苑エリア」「こまえ正吉苑エリア」、を指します（図1－3参照）。

3つのエリアは、地域包括支援センターを核とした単位であるほか、CSW の配置単位、また福祉のまちづくり委員会の単位でもあります。さらに各エリアは災害時の支援拠点である小中学校区（避難所運営協議会）に分割されており、平時、有事双方の視点から地域のまとまりを意識したものとなっております。

図1－3 圏域別地区



6 策定までの取組み

本計画は、狛江社協が呼びかけて、地域住民や地域の関係者・関係団体などとの協働のもと、狛江市とも連携しながら策定しました。

狛江社協においては、この呼びかけに先立ち、地域住民の意見を反映させた活動が円滑に支援できるよう、令和4年度に「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会事業のあり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」）を立ち上げ、今後の体制整備についての諮問を行い、あり方検討委員会から答申を受けました。（資料編1 2 参照）

策定にあたっては、地域住民意識調査などに基づく現状の地域課題の分析、福祉専門職との懇談会、狛江市地域福祉活動計画策定委員会、実務委員会での検討、地域住民懇談会による地域住民意見の募集などを行い、地域住民をはじめとする地域の様々な意見を計画に反映させました。

（１）地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画が近年の社会的潮流や本市を取り巻く現状を反映したうえで、今後の地域福祉施策のあり方を示した内容となるよう、学識経験者、地域代表者、関係専門機関、団体、ボランティア、当事者組織及び行政関係者等で構成する「狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」）を設置し、活動計画の内容について検討を行いました。また、課題整理、素案作成のため、狛江社協の職員を中心に「狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画実務委員会」（以下「実務委員会」）を設置し検討を行いました（資料編1 3 参照）。

（２）地域住民・活動者からの意見の聴き取り

①地域住民意識調査

地域の現状や地域福祉に関する意識、実態を把握するため、地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、地域住民の視点から本市の地域福祉の状況やニーズを把握することを目的として、市内在住の18歳以上の一般地域住民を対象に、地域福祉に関する地域住民意識調査を実施しました（資料編2 1（2）参照）。

②地域住民懇談会・福祉の専門職による懇談会

本計画を策定するにあたり、地域住民意識調査等から抽出された市内の地域課題についてテーマを深めるため、今後地域が目指すべき姿の共有を踏まえつつ、解決のためのアイデアについて、地域の方々の意見を伺うため、福祉のまちづくり委員会の参加者のほか一般参加者も加えて、令和5年10月に地域住民懇談会を開催しました（市と共同開催）。

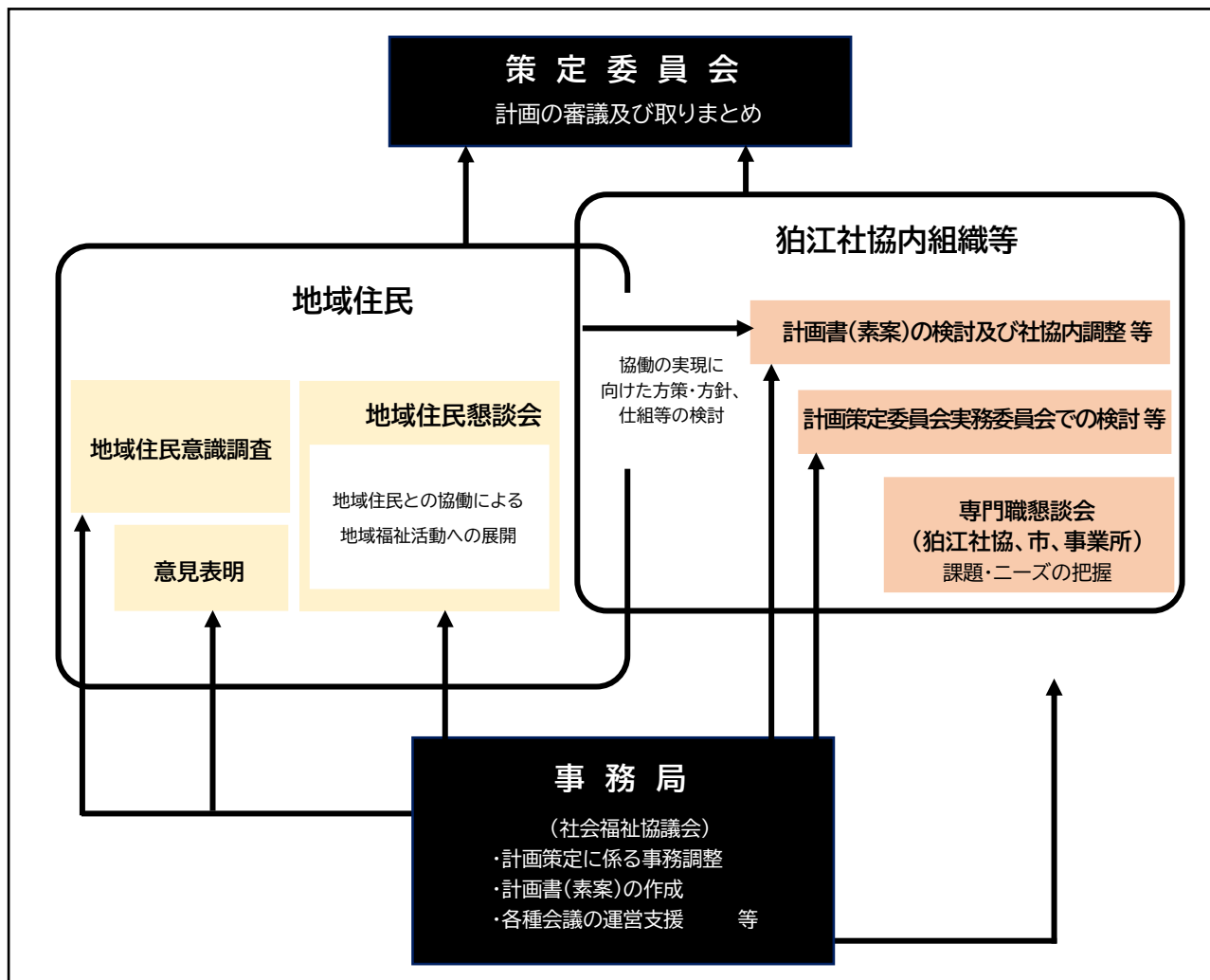
また地域住民の視点である地域住民懇談会と並行して、市内事業所の福祉専門職、市職員、狛江社協の専門職を交えた福祉の専門職による懇談会を開催し、専門職の視点から地域課題の抽出、整理を行いました（資料編1 1（1）及び（2）参照）。

③地域住民との地域福祉活動計画素案内容の情報共有

住民懇談会に参加しなかった地域住民に対しても、本計画素案の内容を情報共有し、意見表明を求めることを目的として、令和5年12月21日から28日まで意見募集を実施しました（市の粕江市福祉計画と共同開催。資料編1 3（4）参照）。

これら地域住民、地域の関係者・関係団体から寄せられた意見を実務委員会で確認、整理し、計画草案を策定の上、策定委員会において計画案を検討しました。策定委員会から提案された計画案に基づき、粕江社協の理事会・評議員会での審議を経て本計画を策定しました。

図1-4 計画の策定方法



（３）地域福祉の各主体に期待される役割

地域福祉は、地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるように、地域に関わるすべての人・団体等が、地域課題を「我が事」として考え、解決のために当事者として参加し、その実現を図っていくものです。したがって、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ・PTA・子ども会、ボランティア団体・NPO、当事者組織・支援組織、学校、

企業、社会福祉法人等の福祉サービス事業者、市（行政）、粕江社協はそれぞれの役割を明確にし、地域福祉の充実に向けて互いに協働していくことが求められます。

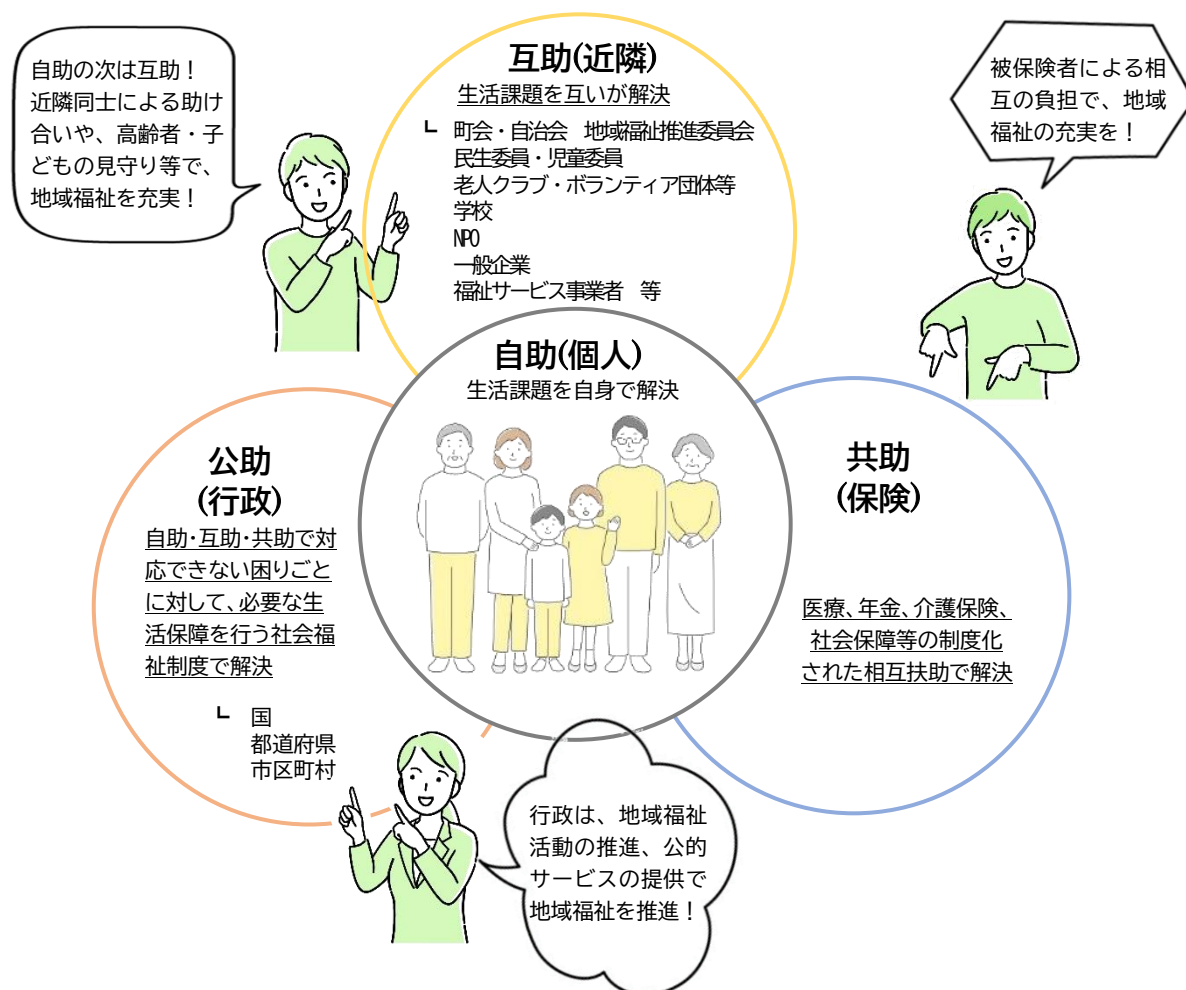
また地域福祉は、市や粕江社協だけでなく、地域活動の主役である地域住民、関係団体等がお互いの特性や能力等を発揮しながら、連携・協力して取り組むことが大切です。その前提として、本計画に対する地域住民の十分な理解を得ることが重要であるため、ホームページや市報等を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

図1－5 地域福祉の各主体

【考えてみよう！】地域福祉の各主体の役割

地域福祉には、市や粕江社協だけでなく様々な人・団体等が関わっています。

地域福祉の推進に向けて本市ではどんな人・団体が活躍しているのか、そして地域福祉の中で自分ができることは何か、この機会に考えてみましょう！



1. 地域住民の役割

地域住民は、地域福祉を推進する主体として「我が事」意識を持ち、自分たちの住む地域について考え、協力し、地域社会に積極的に参加することが地域福祉の推進に向けた第一歩となります。日ごろから「おはよう」「こんにちは」の挨拶や身近な交流等を通して相互理解を図り、困ったときにはお互いに助け合える関係性をつくっていくことが大切です。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 地域福祉への興味関心、「我が事」意識を心がける
- ✓ 近所への挨拶など自分ができることから地域の相互理解を図り、隣・近所の人間同士の壁を取り払うよう行動する
- ✓ 地域イベント等に参加して交流の輪を広げる など



2. 町会・自治会の役割

町会・自治会は、地区の住民たちが親睦を図りつつ、助け合いながら住みやすい環境にしていくために自主的な活動を展開しています。地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域福祉に関する取組の推進に向けて、ますます大きな役割を担っていくことが期待されています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 子どもから高齢者・障がい者・外国人等が活躍できる（役割がある）環境をつくる
- ✓ 町会・自治会加入の有無に限らない地域の情報共有ネットワークを考える など



3. 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域福祉の現場において、高齢者、障がい者、母子・父子家庭、生活困窮者等に対して、福祉サービスの照会や相談支援、虐待の発見や通報、災害時の要配慮者への支援等、住民の暮らしの場である地域の“身近な相談窓口”として、住民の生活上の様々な相談に応じるとともに、行政等の関係機関と地域住民とのパイプ役として多様な活動を行っており、今後もその活躍が期待されています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 日頃から安否確認等の活動を通して住民の実態やニーズを日常的に把握する など

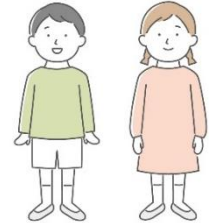


4. 老人クラブ・PTA・子ども会の役割

老人クラブ、PTA、子ども会等の地域の任意団体は、それぞれの目的の達成のために活動しており、地域社会の活性化や地域住民が相互に支えあう“地域で子育て”の環境づくりに大きく貢献することが期待されています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 地域力向上に向けた、地域住民目線での意見を積極的に発信する など



5. ボランティア団体・NPOの役割

ボランティア団体やNPOは、地域住民活動に対する地域住民の関心の高まりから多様な広がりを見せています。地域に根差した活動はもとより、地域という枠にとらわれない福祉活動の担い手としても、大きく期待されています。

ボランティア組織は、様々な生活課題等をテーマに関心や問題意識を共有する人々によって組織化されるテーマ（志縁）型組織です。ボランティア組織は活動対象が特定のニーズを持つ人々であるため、少数者の問題を含めた多様な問題を顕在化させ、解決手段を開発、提供していく機能を持ちます。また特筆すべき点は、活動者の多くがボランティアを通じて誇りや喜びといった自己実現（やりがい）の価値を見出している点です。生活課題に向き合い“暮らしを守る”という志でつながるテーマ型組織の特性を活かし、多様な組織同士による協働のネットワークの輪を広げ、“ボランティアならではの支え合い（共助）”を実践していく役割が求められています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 世代交代に向けた担い手探しを積極的に行う
- ✓ 社会の空白を減らすため、地域福祉の推進に有益だと思われる活動分野等に、積極的に活動の幅を広げる など



6. 当事者組織・支援組織の役割

当事者組織は、同じ悩みや課題を持つ本人、又はその家族が集い、つながり、語り合うことでお互いを支えあう組織です。当事者組織は、当事者としての体験を基に福祉課題を提起し地域福祉施策等への提言を行うことができる存在です。そして、当事者の視点を活かして行う当事者主体による各種の福祉活動の実践など、地域の社会資源として当事者だからこそできるサービス提供の役割を担う存在でもあります。当事者組織だからこそできる地域福祉推進の主体としての活動を充実させていく役割が求められています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 様々な「当事者活動」があり、専門職との協力も得ながら特色のある活動を展開する など

7. 学校の役割

学校は、地域住民や行政・福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じて工夫した福祉教育を推進し、実践していくことが期待されています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 子どもたちの「地域福祉」への興味関心を高める
- ✓ 関係者との協力を積極的に行い、貧困や孤立、いじめ等の予防・早期発見を心がけ、子どもの権利の尊重を目指す など



8. 企業の役割

企業は、地域社会の一員として、CSR（企業の社会的責任）の活動を確立させるとともに、有償・無償の福祉サービスを提供することも期待されています。

また、企業は、女性活躍の推進や高齢者や障がい者の雇用を通して、生きがいや社会参加の意欲を創出する場を提供することが必要とされています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 属性に拠らない幅広い雇用の実現を目指す
- ✓ 地域に根差した経営によって社員の地域への愛着・誇りを高め、いざというときに地域住民と協力し合えるように備える など



9. 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、地域の福祉ニーズに対し迅速かつきめ細かく対応していくことで地域社会におけるセーフティーネットを構成する社会資源として地域社会に安心を提供していく公益性を持ちます。利用者への福祉サービスの提供に加えて、交流の場としての施設の開放や災害時の福祉避難所の提供等、地域貢献の役割があります。公益事業を行うにあたり、無料又は低額な料金で地域に福祉サービスを提供することも責務とされています。

＜具体的な役割・行動例＞

- ✓ 施設の開放等を通してみんなが活躍できる（役割がある）環境づくりをする
- ✓ 防災訓練への参加や、避難場所・避難経路の確認を行う等、万が一の際にも円滑に支援やサービス提供が行えるように日ごろから災害に備える
- ✓ 狛江市社会福祉法人連絡会等、各事業者が専門性を活かした横のつながりを強化して、地域課題の解決のため、連携して地域公益活動等に取組む など



10. 市（行政）の役割

市（行政）は、「地域」という視点で「高齢者」、「障がい者」、「子ども」等の対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、地域住民と共に、地域で支援を必要とする様々な人の生活を支えていくことが期待されています。

地域住民に最も身近な市（行政）は、地域福祉推進の主体である地域住民の参加等を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた地域福祉に関する様々な施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担っています。また、地域住民の地域福祉活動を支える基盤の整備や必要な情報の発信に加え、地域福祉の各主体が連携・協働していくための仕組づくりなどを担うことが求められています。



11. 社会福祉協議会（狛江社協）の役割

狛江社協は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、活動することを特徴としています。そのため、住民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域住民、地域団体、福祉施設などの参加・協力のもと、“協議会”としての機能を発揮し、その解決に向けた住民同士の助けあい活動や事業を企画・開発し、実施するなどにより、地域福祉を推進していく役割が求められています。

《狛江社協の使命（ミッション）》

誰もが自分らしく幸せに暮らせるまちをみんなと一緒に作ります

第2章 今後の基本的な方向性及びこれからの活動展開



第2章では、この計画の大きな方向性や、根幹となる考え方、具体的な活動の取組を説明します。

第2章 目次

- 1 地域みんなで目指すもの～地域福祉活動計画の基本理念～（p.27）
- 2 5年後のこまえのまちをデザインする（p.28）
- 3 これから5年間の活動の展開（p.30）
- 4 狛江社協の人づくり・組織づくり（p.44）
- 5 地域福祉活動計画の取組体系（p.46）
- 6 狛江市福祉計画との連携・整合（p.47）

1 地域みんなで目指すもの～地域福祉活動計画の基本理念～

「一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち～あいとぴあ狛江」

これまで地域活動やボランティア活動を担っていた住民や活動者の高齢化などにより新たな担い手の発掘が急務となる一方、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加により、近所づきあいの希薄化はますます加速しています。また、介護の必要な方、障がいのある方、子育てに手助けを必要としている方、複雑化した課題のある方や世帯も増加しています。

そこで狛江社協では、前計画である「第3次狛江市地域福祉活動計画」（計画期間平成 30（2018）年度から令和5（2023）年度まで。以下「第3次計画」）において、（1）CSW の配置、（2）福祉カレッジの開催、（3）福祉のまちづくり委員会の設置の3つを重点事業に掲げ、地域力の向上により、これらの課題に対する対応を図ってきました。

（1）CSW

アウトリーチを主としたアプローチにより、福祉制度の狭間にある複雑で解決が難しい個別課題を顕在化させ、地域住民と共に解決に取り組むため、圏域ごとに1名、令和4（2022）年度には全市で3名の段階的な配置を完了しました。

（2）福祉カレッジ

支援を必要とする人たちを地域で支えるとともに、困りごとを気軽に相談しあったり、孤立を防いだりするためにも住民同士、人と人とのつながりは欠かすことはできません。住民が共に生きるまちづくりへの共感を深めることを通じて、地域の課題に対して主体的に関わることができるようになることを目指して、平成 30（2018）年から福祉人材の育成に取り組む連続講座として開催しているもので、令和 4（2022）年度までに 74 名の修了生を輩出しています。この福祉カレッジの修了生を含め市内では、20 代や 30 代の若い住民が、「自分なりに地域課題を見つけ、何か自分にできることはないか」と地域の中で新しい仕組みや活動が次々と誕生しているのが狛江市の状況です。

（3）福祉のまちづくり委員会

地域福祉推進委員会委員、町会・自治会関係者、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、施設職員等から構成される委員やCSWが活動の中で把握した地域課題等を会議で共有するとともに地域で支援するための方策の検討や課題解決に向けた取組み、住民懇談会の企画・実施も行います。令和4（2022）年度には3つの圏域すべてで福祉のまちづくり委員会の設置が完了し、課題検討のワークやまち歩き等にも取組みを広げています。

第3次計画を通じて、狛江社協は人と人がつながる橋渡しやきっかけづくりをしてきましたが、複雑化した課題のある方や世帯については、住民同士の支え合いだけではなく、市をはじめとする公的機関やNPO等の民間団体、病院や学校などの本人を取り巻く関係機関との連携が重要となります。こうした中で、住民一人ひとりが、日頃から地域の一員としてゆるやかにつながり、支えあう関係を地域の中に築いていくことが求められており、今後もさらに住民や関係機関とともに地域課題の解決に取り組む役割が期待されています。

本計画では、第3次計画の成果の上に、本計画の実施期間である5年間にとどまらず、10年、20年の未来を見通した、狛江のまちづくりの理念として、「一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち」を掲げ、狛江市で生活するすべての方が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、“であい ふれあい ささえあい” 地域のそれぞ

れの力をつなぎ、“かたりあい”ながら狛江の未来を創っていく住民同士の支え合いの取組みを進めます。

2 5年後のこまえのまちをデザインする

(1) 5年後のこまえのまちの姿

基本理念を踏まえ、本計画の終期である5年後になりたいこまえのまちの姿を設定します。

5年後のこまえのまちでは
思いが活動につながり 支え合いが実感できる地域が実現^(※)しています

※ここでの「実現」は“達成”の意味ではなく、“方向づけ”としての意味で使用しています。

(2) そのために5年間で行うこと

5年後のこまえのまちの姿と現在の姿とのギャップを埋めるために、5年間で取り組むべき戦略ⁱⁱⁱとそれを実現するための行動指針であるチャレンジ、さらに複数の施策を複合的に実施することによりアプローチする具体的な方策を展開プロジェクト^{iv}として掲げます。

《戦略》5年後の「こまえのまち」をデザインするために
みつける力 つなげる力 新しいことをつくる・そだてる力
で地域の想いをカタチにします

《戦略1》みつける力

- 課題1 地域の「困りごと」や「やりたい気持ち」をみんなで共有したい
- 課題2 地域で活躍できる人材や新しい社会資源をみつきたい
- 課題3 社会資源を活用できる新しい発見や柔軟性がほしい

チャレンジ1 地域のみつける力を高める

展開プロジェクト

「福祉教育の充実により、住民のみつける力を高める」



チャレンジ2 地域の財産^(※)を積極的に見つけに行く

展開プロジェクト

「住民の関心や興味を身近な地域での活動参加につなげる」

ⁱⁱⁱ 戦略中、「みつける」「つなげる」「つくる・そだてる」は、物理的、視覚的といった単一的な意味だけでなく、精神的、心理的、関係性など複合的な意味を持つものとして想定していることから、あえて漢字表記ではなくかな表記としました。

^{iv} 以下各展開プロジェクトにおける「重点」事業の位置づけについては、狛江市福祉計画の重点取組と分野的共通点のあるものから3施策（本計画で緑色重点。その他本章の6狛江市福祉計画との連携の項を参照）を選定するとともに、狛江社協が本計画において独自に3施策（本計画でオレンジ色重点）に上乗せして実施すべきとする2施策を追加して選定しました。

(※) チャレンジ2及び4の「財産」は、いわゆる既存の顕在化した人材、団体・企業、資金、情報等に限定されるものではなく、これから財産として探し、発見されるあらゆるものを想定します。

《戦略2》つなげる力

課題4 地域にある「困りごと」や「やりたい」を何かにつなげたい

課題5 企業や異業種とのふれあいで福祉から新たな可能性を広げたい

チャレンジ3 地域のつながる力を高める

展開プロジェクト

「避難行動要支援者が安心して生活できる地域をつくる」

重点

「親しみやすい SNS 等により、情報が活用できる環境づくりを支援する」

チャレンジ4 福祉にとどまらない地域の財産とのつながり、つなげる仕組みを作る

展開プロジェクト

「身近に相談できる地域のネットワークをつくる」

重点

「異業種との連携により、新たな活動領域を目指す」

(※) 「つながる」「つなげる」は、地域が意図することなくつながっていく場合と、意図的に何かにつなげる場合の双方を想定している。また「何か」は、「何かの解決」「何かの価値」等「何か」が導く対象にまで含みを持たせている。

《戦略3》新しいことをつくる・そだてる力

課題6 地域で活動をする人を支えられる仕組みをつくりたい

課題7 課題解決に向けた、持続可能な先駆的事業を地域で展開したい

課題8 災害時にも対応できる、日常的な地域のつながりをつくりたい

チャレンジ5 新しい地域を「デザイン」する

展開プロジェクト

「地域をデザインするための課題集約・課題解決に向けた体制の構築を目指す」

チャレンジ6 新しい活動がわきあがる地域力を高める

展開プロジェクト

「新しい活動がわきあがるような起爆剤となる仕組みを検討する」



重点

チャレンジ7 地域の力を高める存在を支え、そだてる

展開プロジェクト

「地域のことを考えて活動したい人を生み出し、支える」

重点

3 これから5年間の活動の展開

《戦略1》みつける力

(1) チャレンジ1 地域のみつける力を高める

展開プロジェクト	福祉教育の充実により、住民のみつける力を高める 
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識	 狛江市市民意識調査において、地域課題の解決に向けた住民同士のささえあいの関係が「必要だと思う」との回答が70.1%と最も多く、また「地域活動・ボランティア活動等にできるだけ取り組んでいきたい」「機会があれば取り組んでもよい」との回答合計も合わせて半数以上の53.2%という結果が出ており、狛江市民の地域福祉に関する意識の高さが窺える。特に20歳代においても半数以上が、地域活動・ボランティア活動等に取り組みたいと考えていることは、狛江市の特徴といえる。狛江市の成城大学及び東京慈恵会医科大学との協力によるアンケートの実施結果からは、どのようなきっかけ、環境等があればボランティア活動の参加できるか伺ったところ、「体験の場の確保」が最も多く、「友人と参加できること」等の意見がありました。 さらに子ども市民調査においても、生活の中で重要だと思うことについて「障がいのある子どもが差別されないこと」への回答が14.7%となっており、小中学生の間でも、福祉課題に関心を持つ子どもが一定数いることが認識できる。 一方で、福祉の担い手については、地域活動する者や地域課題を専門職につなぐ役割の担い手不足という課題がある。育成の取り組みとして分野横断的に福祉を学べる福祉カレッジを実施してきたが、成人を対象としているため参加者の年齢が比較的高く、また、修了後に地域活動に結び付きにくいという問題がある。この問題への対策として、①若者への地域活動・ボランティア活動等のきっかけとなるようなカリキュラムの検討をするとともに、②あり方検討委員会で必要性が指摘されている、子どもから大人まで年齢に関係なく誰もができることをできる範囲で取り組んでもらう（仮称）地域福祉サポーターを立ち上げて育成していきながら、福祉カレッジの受講等につなげて地域活動者を輩出していくことが求められる。また地域住民懇談会でも、身近な地域住民による見守りからの気づきが、高齢者の孤独死防止につながるといった意見や、もとより地域課題への気づきの難しさや、困りごとのつなぎ先の分かりづらさがあるという課題があり、住民による困りごとに対応するサポーター制度を設けて支援を行っていくことが有効であるとの意見が出されている。 また、就学前の福祉教育の取り組みである「ふくしえほん」では、令和4年度保護者向けアンケートから、「「ふくしえほん」に関心をもった」という回答は81.7%に上り、幼少期からの「福祉の心を育てる」ことに大きく貢献しているものの、本事業は就学前の子どもを対象にしており、継続的な取り組みができていないという課題がある。また、学童期の福祉教育については、学校からの依頼に対して体験学習や出前講座等による授業協力を行っている。福祉専門職懇談会（子ども分野）では、子どもたちが福祉について理解を深め、

		継続して興味や関心を持つためには、就学前から長い期間学んでいくことが必要であり、就学後は、就学前に学んだことをステップアップさせて取り組むことが重要であるという意見が出された。また、その取組みは、体験を重視することで、子どもたちが実際に地域の中で福祉と関わりをもつようになり、ひいては優しいまちづくり、住みやすいまちづくりにつながっていくという意見もあった。福祉専門職懇談会（障がい分野）でも、幼少期からの障がい理解や障がい者との交流の機会が必要であり、就学後においても体験や交流の機会を設けることが必要であるとの意見もあった。 そのため、年齢に関係なく子どもから大人まで誰もが参加ができる（仮称）地域福祉サポーターの立ち上げと育成に取り組むとともに、就学後の福祉教育に効果的に「ふくしえほん」を活用し、就学前から学童期への連続性のある福祉教育にしていくことで、市民一人一人の地域の中でのみつける力を高めることを目指したい。	
5年後の姿 ^v		質的目標 ①（仮称）地域福祉サポーターの育成を通じて、住民が福祉を学ぶ場が確保され、地域の困りごとややりたい気持ちの共有ができていく。 ②「ふくしえほん」を活用した福祉教育が就学前から就学後まで取り組まれ、子どもたちの福祉への意識が高まっている。	数値目標 ①（仮称）地域福祉サポーターの登録制度が、3つの全てのエリアで行われている。 ②「ふくしえほん」を活用した福祉教育が、狛江市内の学校からの依頼に対して行われる授業協力等の半数で取り組まれている。
5年間でできること	地域で取り組むこと ^{vi}	- 福祉の学習を通して地域福祉に関心を持つ。 - 日常的な見守り活動や福祉関係事業等に参加する。 - 支援対象者や地域課題について専門機関に情報提供を行う。 - 福祉教育や市民の地域福祉活動を応援する。	
	社協が取り組むこと	- 福祉力レジ基礎コースを実施する。 （仮称）地域福祉サポーターを育成し活動を支援する。 「ふくしえほん」を活用して就学前から就学後までの福祉教育に取り組む。	
	市の主な関連施策 ^{vii}	- 施策No.2－3 地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支えあいの地域づくりを推進します。 - 施策No.4－4 多様な福祉人材の育成に向けた支援体制を充実させます。	

^v 特に重点施策として指定している展開プロジェクトについては、施策達成の重要指標となる質的、数値目標に下線を付してあります。

^{vi} 地域で取り組むことは、住民が日常生活の中で比較的すぐに取り組みを始めやすいものから、地域としてどのように取り組んでいくべきか、今後の話し合いの中で意見を出し合って考えるべき材料（議題）となり得るものまで広範囲に取り上げています。

^{vii} 市の主な関連施策に示す「施策No.」は、「狛江市福祉計画」における施策体系に準拠します。

(2) チャレンジ2 地域の財産を積極的に見つけに行く

展開プロジェクト		住民の関心や興味を身近な地域での活動参加につなげる	
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		市民意識調査によると現在ボランティアやNPO等の活動をしていない人も「活動に参加するきっかけがあれば参加をしたい」という人が45%を占めている。 また、粕江市市民活動支援センターにも「ボランティア活動をしたい」と活動を希望される市民からの相談が寄せられている。住民懇談会でも「ちょっとしたことであればボランティア活動ができる」「自分が役に立ったという経験があるとボランティア活動を続けられる」という意見が寄せられた。これらの市民が何かしらの活動に結び付けば、地域内での活動に定着する可能性が期待される。 「現在ボランティアやNPO等の活動をしている人」の割合は13.9%であり、そのうち「1年以上継続して活動している人」が12.4%を占めている。無理なくできる活動を入口として参加につながり、住民懇談会で寄せられた「ボランティア活動をしたいという理由には人と関わりたいという気持ちがある」と意見にもあるように、長く続けられる環境づくりを進めていくことで地域の中でみつける力が強まると考えられる。 このためチャレンジ1で養成をした（仮称）地域福祉サポーターが学んだことを活かし活躍できるように新しい地域の人材を育成するとともに、人材が活躍できる場を作るとともに、現在活動している市民が、よりやりがいを持ち地域の活動に参加できるよう支援をする仕組みをつくりたい。	
5年後の姿		質的目標	数値目標
		①多くの市民が地域や身近なことに関心を持ち、（仮称）地域福祉サポーターの登録をしている。 ②できる範囲で無理なく活動に参加する市民が増えている。	①（仮称）地域福祉サポーターの登録制度が、市内3エリアで定着している。 ②（仮称）地域福祉サポーターからの情報で早期相談支援につながる事例が増えている。
5年間でできること	地域で取り組むこと	・興味ある活動への参加するきっかけをつかむため、地域の住民同士で声を掛け合う。 ・地域の住民が無理なく取り組み、活躍できる地域を基盤とした支援体制づくりを（仮称）地域福祉サポーター養成事業（地域福祉サポーター登録者向け講座）と協働して推進する。	
	社協が取り組むこと	・福祉カレッジ修了生、福祉のまちづくり委員会など粕江社協が実施する事業に関連している人が活躍できる場をつくり、地域に紹介していく。 ・地域福祉サポーター養成事業で養成された人が活躍できる場をつくる。	
	市の主な関連施策	・施策No.1-1 社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。 ・施策No.2-1 住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。 ・施策No.4-4 多様な福祉人材の育成に向けた支援体制を充実させます。	

展開プロジェクト		避難行動要支援者が安心して生活できる地域をつくる	重点
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		市民意識調査によると、「災害時に近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができるか」という問いに対して、「安否確認（68.5%）」「安全な場所への避難の手助け（63.1%）」「災害状況や避難状況の伝達（54.9%）」という回答が大きな割合を占めており、平時から避難行動要支援者との関係を作ることによって、災害時に「安否確認」等の対応や協力を地域住民同士の共助で行えることが期待できる。一方で、地域の避難所で行われる防災訓練において、避難行動要支援の対象となる方が参加されていることは少なく、当事者にとって参加しやすい防災訓練のあり方について当事者やその家族に理由を聞く機会も必要と思われる。また、福祉専門職懇談会（障がい分野）では「障がい者理解が不足している」という声もあり、平時から相互理解が足りていないと、災害等の緊急時においてはさらに支援の困難さが増してしまうと考えられる。 安心を実現するための施策は多岐に渡るが、災害というすべての人にとって我が事である課題に対し、支援者にとっては目標が明確な活動によりつながることで、日常的に助け合ったり意識し合えたりする地域づくりにつながることが期待される。また避難行動要支援者にとっては、参加しやすい防災訓練とは何かを明らかにして、市内各地域を順番に何度も訓練を重ねることで、地域に定着したものになり、これが孤立孤独を住民同士が地域の中でつながり解決できる基礎になると見込まれる。	
5年後の姿		質的目標	
		① <u>避難行動要支援者が参加しやすい防災訓練の仕組み</u>について協議が行われ、実際の参加に結び付くことができる。 ② 毎年少なくとも1箇所で、避難行動要支援者が参加する避難訓練が習慣化している。	
5年間でできること	地域で取り組むこと	- 避難行動要支援者と協働できる避難訓練を開催する。 - 災害時に限らない地域でのつながりづくりに取り組む。	
	社協が取り組むこと	- 避難行動要支援者が参加しやすい訓練や仕組みを考える。 - 日常生活において支障がなく、市、民生委員・児童委員、町会・自治会、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の参画による何らかの支援につながっていないものの、災害時においては何らかの配慮、支援を要する比較的軽度の障がい関係者や避難行動要支援者のうち、支援とつながることに積極的に踏み出せない、支援の網の目から漏れている方々を主な対象に、地域自立支援協議会、地域包括支援センター、障がい者支援機関、民生委員・児童委員との連携を強化する。 - 避難行動要支援者と地域住民のつながりに関して課題を提起する。 - 災害発生時における災害ボランティアセンターの組織、運営する。	

	市の主な関連施策	・施策No.2-2 地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。 ・施策No.2-7 障がい者理解を推進します。
--	----------	---

展開プロジェクト		親しみやすいSNS等により、情報が活用できる環境づくりを支援する
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		福祉のまちづくり委員会を設置して、地域にある困りごと等の課題収集を行っているが、SNSを利用する若者や、声を上げづらい方々の意見については、解決につながる情報にアクセスするための方法や意見表明の場が十分整備されていない。 狛江市市民意識調査においても、家族や友人とのコミュニケーションツールとして多くの人がSNSを活用していることは把握できしており、狛江市内外にある既存データベースや情報発信ツールにアクセスできること、またそれらを活用して地域の課題を収集できる仕組みがあることで、幅広く住民の声や課題が把握できるようにしたい。それらの意見が情報化されて集まることで、「何かやりたい」という方が、自身でできる取組みについて考えるきっかけを作り、「困りごと」と「やりたい」がつながりやすくなるようにしたい。
5年後の姿		質的目標 ① 地域にある課題を情報として把握できるようになるほか、必要な情報への橋渡しができるようになる。
5年間でできること	地域で取り組むこと	・福祉のまちづくり委員会等による地域の情報発信を行う。 ・地域の課題に関心を持ち、SNS等を通じて情報の共有やつながるきっかけを作る。
	社協が取り組むこと	・福祉のまちづくり委員会等の活動を通じて、地域の情報を収集・発信する。 ・狛江市内の地域資源情報を掲載した既存のデータベースや情報発信へ、簡単にアクセスできるような仕組みを検討する。 ・LINE等既存のシステムを使ったサービスに住民の声や地域における課題等の意見が投稿できるような仕組みを検討する。
	市の主な関連施策	・施策No.2-3 地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支えあいの地域づくりを推進します。 ・施策No.3-1 ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。

(4) チャレンジ4 福祉にとどまらない地域の財産とのつながり、つなげる仕組みを作る

展開プロジェクト		身近に相談できる地域のネットワークをつくる	重点
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		狛江市市民意識調査によれば、「行政機関やNPO法人等の民間団体から困りごとに対する支援を受けているか」という問いに対して、90.8%が「受けていない」と回答している。その中で「支援の受け方がわからないから」「支援を受けると恥ずかしいと感じるから」「支援を受けるための手続きが面倒だから」等の回答の合計は15%を超えており、困りごとがあるにもかかわらず、支援につながっていない人が一定数いることが明らかになっている。 特に高齢期の権利擁護に係る課題は、住宅の確保や医療に関することなど福祉分野にとどまらず、様々な分野に関係を持つ。あり方検討委員会では、平時より自分の意思を明らかにし、福祉に限らず必要な支援を受けられる仕組みとして、地域住民の力を活用するとともに、広義の権利擁護支援として、誰もがどのような場面においても意思決定支援が受けられる体制を構築することが必要とされる。現在地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）については、待機の期間が1年と長く、待機者が30名弱いる。同事業の利用手続きには、1～3か月弱かかることもあり、地域における課題解消が望まれる。また、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を立ち上げ、地域の支援体制を固めるとともに、上記二つのネットワークを一体的に形成することで、狛江市における権利擁護支援ネットワークがより充足されると見込まれる。	
5年後の姿		質的目標	数値目標
		① 高齢期に入っても、誰もが住み慣れたまちで、安心して生活を送ることができるために、早期に相談し、必要な支援を受けることができる。	① 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）専門員を1名増員（計3名）とし、待機人数を半分程度の15名、待機期間を6か月とする。
5年間でできること	地域で取り組むこと	- 一人ひとりが権利擁護について関心を持ち、お互いの考えや価値観を認め合う。 - 誰もが守られる権利に関して理解が深まるよう情報発信とするとともに、権利擁護に関する意識を高める。 - 一人で抱え込まず、深刻な問題になる前の早い段階から相談につながるよう連携する。	
	社協が取り組むこと	- 日常生活の困りごととやりたいことをつなげる仕組みをつくる。 - 権利擁護ネットワークの中核となる機関（中核機関）を受託運営する。 - 中核機関の運営に合わせてあんしん未来創造事業を実施する。	
	市の主な関連施策	- 施策No.3-3 権利擁護支援が必要な市民が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。 - 施策No.4-1 身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。 - 施策No.4-3 住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。 - 施策No.5-3 中核機関のコーディネート機能を強化し、包括	

		的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。
--	--	---------------------------------------

展開プロジェクト		異業種との連携により、新たな活動領域を目指す
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		C S Wの個別支援において、「ひきこもり」に対する対応が増加しているが、C S Wの働きかけにより、ひきこもりの家族会の立ち上げ等の支援をしたり、市内在住大学生の発案による、「ひきこもり当事者の居場所の立ち上げ」の支援をしたりするなど、「困りごと」と「やりたい」気持ちをつなげる支援を行っている。しかし、「本人申請」を原則とする福祉サービスでは、当事者が抱える課題を解決につなげづらい状況が続いている。 また、近年再犯防止に対する地域での取組みの重要性が指摘されており、「令和4年犯罪白書」によると令和3年度に送検をされた5万人のうち死刑が確定をした4名以外の人々は、将来的に地域社会に復帰することとなる。第二次再犯防止推進計画では、罪を犯した人が地域社会で孤立することなく円滑に社会の一員として復帰することができるように民間協力者を含めた地域の支援連携拠点を構築することを基本的な方向性として打ち出している。 日常生活を送る上では、誰しも地域社会の輪の中に何らかの形でかかわり、存在している。課題の有無や対象の別なく、地域社会に溶け込めるような土壌の創成が必要である。このような「地域デビュー応援事業」として個別の相談支援体制を構築していくことと、土壌に当たる地域づくりを一体的に提供する仕組みを作っていくことができれば、それが望ましいのではないかと考えている。例えば、その土壌にあたる「地域にある企業」等も社会貢献に携わりたいと考えていることが知られている。 誰もがお互いに支え合いながら尊厳を持って自分らしく地域で暮らし続けられる地域づくりを目指すためには、就労や住居の確保、障がいや薬物依存の問題といった福祉を中心とした連携にとどまらず、多様な機関との協働が求められる。 すでに、狛江市市民活動支援センターではこうした市内の企業に焦点を当てたC S R（企業の社会的責任）の活動を支援しており、その数はすでに60社以上の実績上っている。今後狛江市内の企業とのコラボレーションが新たな活動領域を広げる契機となり、地域資源の一つに組み込むことで、地域の活性化の可能性を見込むことができる。
5年後の姿		質的目標 ① 地域づくりにおいて、より生活に即し、企業等との連携へとフィールドを広げ、受け皿を創ることにより、生きづらさを抱える方が地域生活へと円滑に融合することができる。
5年間でできること	地域で取り組むこと	・地域で生きづらさを抱える人に対する理解の促進に努める。 ・企業等が地域に貢献できる風土を形成する。
	社協が取り組むこと	・多様な人が活躍できる場づくりを促進する。 ・福祉なんでも相談を設置する。 ・地域支援強化事業における地域の中での民間協力者の連携（地域包括支援センター）を進める。
	市の主な関連施策	・施策No.1－1 社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

		• 施策No.3－2 社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。
--	--	--

<<戦略3>>新しいことをつくる・そだてる力

(5) チャレンジ5 新しい地域を「デザイン」する

展開プロジェクト		地域をデザインするための課題集約・課題解決に向けた体制の構築を目指す	
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		地域の問題、課題として、令和5年2月から10月の間に実施された地域住民懇談会、専門職懇談会において、外国人世帯の孤立（地域住民懇談会）、子育て世帯の朝食支援（地域住民懇談会）、身寄りのない高齢者に関する課題（専門職懇談会 高齢分野・権利擁護分野）などがあげられた。 その他、令和4年度CSW活動報告書によると、個別支援における相談内容別対応数は、ひきこもりに関する相談(延べ 425 件)、介護保険制度で対応が難しい高齢者相談(延べ 186 件)に上っている。これらについては、既存の福祉制度の対象となりにくく、解決が困難、また、分野をまたぐ複雑化した課題が存在するなどがその根本に存在している。 現在、これらの地域課題の集約の場としては、CSWを中心に、福祉のまちづくり委員会等があり、仕組みづくりや課題解決に向けた支援体制を整備しているが、未だ各分野での課題集約が主流を占めており、各分野間での横の連携を図る動きは十分確保されていない。 このため、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難、生きづらさを抱えているが、既存の制度の対象となりにくいケースや、複数の生活上の課題を抱えているケース（例：8050問題、ヤングケアラー、ダブルケア、外国人の課題、身元保証問題等）の発見や支援が難しい現状がある。 各分野の専門職等がつながり、協議がさらに発展するような仕組みを取り入れていくとともに、課題の解決に向けた「新たな仕組みづくり」を構想し、実現につなげていく体制（デザイン体制）の構築を目指したい。	
5年後の姿		質的目標	数値目標
		① 分野横断型の協議体制が構築されている。 ② 課題解決に向けた仕組みづくりを実現する体制が整っている。	① 少なくとも2つ以上の分野での課題集約の体制を整備する。
5年間でできること	地域で取り組むこと	・住民が集う場に参加するだけでなく、事業者や専門職等ともつながり、地域の福祉について考える。 ・地域で見つけた課題を共有する。 ・課題解決に向けた仕組みづくり、取り組みに関わる。	
	社協が取り組むこと	・住民同士又は専門職等が語り合える懇談の場や委員会等を継続開催する。 ・職員の地域担当制等の実施を検討し、アウトリーチの仕組みを整える。 ・課題等に対する仕組みづくりを構想し、検証に向けた取り組みを行う。 ・権利擁護ネットワークの中核となる機関（中核機関）を受託運営する。 ・中核機関の運営に合わせてあんしん未来創造事業を実施する。	

	市の主な関連施策	• 施策No.1－2 社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。 • 施策No.2－1 住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。 • 施策No.2－3 地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支えあいの地域づくりを推進します。 • 施策No.4－1 身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。 • 施策No.5－1 重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。 • 施策No.5－3 中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。
--	----------	--

(6) チャレンジ6 新しい活動がわきあがる地域力を高める

展開プロジェクト		新しい活動がわきあがるような起爆剤となる仕組みを検討する		重点
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		チャレンジ5において、地域の「新たな仕組みづくり」を構想し、実現につなげていく体制（デザイン体制）の構築に取り組むこととした。		
		チャレンジ5で構想したデザインを実現するためには、新たな活動のための立ち上げ支援が必要不可欠である。		
		新たな活動を起こすには、「人」「もの」「金」「場所」は重要な4要素である。過去3年間、CSWが立ち上げ支援をした団体によると、立ち上げの後押しとなったものの一つは、「情報へのアクセス」であった。		
		「人」「もの」「金」「場所」へつながるための、情報提供や、そこにたどり着くためのコーディネートは必要不可欠である。特に、必要な時に必要な情報を、様々な方法で提供し活動に役立てることができる支援をすることが重要である。近年CSWが立ち上げ支援をした団体からは、「先進的な活動を見ることができるようなコーディネートは、活動立上げの大きなきっかけとなるとともに、活動者のネットワークを広める支援にもつながった。」と複数聞かれている。		
		令和5年度に実施した住民懇談会において、市民からは「地域福祉活動（ボランティア・市民活動等）に参加や立上げをしたい人の相談先が分かりづらい。」という声が聞かれている。相談先の周知を図り、上記の支援に地域住民がたどり着けるようにする必要がある。		
		さらに地域では歳末助け合い募金の財源を活用した、地域福祉団体へのあいとび助成金や、小地域福祉活動への助成金がある。このような、地域で集めたお金を、地域の活動に循環する仕組みは、子どもから大人まで幅広く知られている。そういった助成金を見直し、継続的な支援のみでなく、より多くの団体が活用でき、新たな活動につながる有効な「起爆剤」として活用できるような仕組みに変化をしていくことが重要であろう。狛江市内では、歳末助け合い募金だけではなく、具体的な活動は展開できなくても「こういう活動があるので応援してください」と知れば、資金的に応援をしたいという市民もいる。そうした新しい取組みを「やりたい」という人と「応援をしたい」という人をつなぎ合わせるような仕組みが必要である。そのために「助成金」や「寄付」の仕組み・あり方についても見直すことで、新しい活動がわきあがる地域力を育てていきたい。		
5年後の姿		質的目標		数値目標
		① 新たな助成金の枠組みを活用し、新しい活動がわきあがる地域を目指す。		① 毎年新たな活動に対し複数件の助成を行う。
		② 多様な寄附形態による活性化により、地域の活動へ循環させる仕組みができる。		
5年間	地域で取り組むこと	・多様な活動について積極的に声を掛け合う。 ・新たな活動に対し声を掛け合い作り上げる。 ・狛江で活動する人を応援する寄付を推進する。		

で で き る こ と	社協が取り組むこと	・市民が多様な場づくりをするための立ち上げ支援 ・市民の多様な場づくりが活発化する助成金制度の見直し ・市民が気軽にできる寄附内容・方法の見直し
	市の主な関連施策	

(7) チャレンジ7 地域の力を高める存在を支え、そだてる

展開プロジェクト		地域のことを考えて活動したい人を生み出し、支える	重点
プロジェクトの背景となる地域の問題・課題への認識		市民意識調査によれば、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が必要と回答した方が 70.1%おり、またボランティアに参加している方が 13.9%、お世話役としての地域づくりへの参加意向として参加したいと回答した方が 23.4%いる。 令和4年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書の「現在市民活動を行っているか」という設問に対して、「現在は活動していないが、活動を始めたいと思っている」が 25.2%を占めており、必要性は感じるが、実際の行動にまではつながっていない方が一定数存在することが判明している。 そのような背景から、ボランティアの形も多様であるが個人のライフスタイルや考え方にマッチした地域活動ができるようにすることや、そのための情報を発信していくことが求められる。特に現役世代が活動できるように工夫することは課題の一つである。 地域住民からは、「子育てを機に地域に目を向けるようになった」「就職活動のために活動を始めたが、実際に活動をしてみたら楽しくて続けている」「仕事が休みの日に楽しみながらできる活動をしたい」といった声も聞かれる。 令和5年度に実施した地域住民懇談会でも、気軽にボランティアや地域活動を始めようとする工夫が必要であるとの意見があり、仲間と一緒に活動を始められるようにすることや、継続が前提ではない単発の活動も現役世代や学生の活用には有効であるとの意見があった。また活動前後に伴走してくれる支援者の存在の必要性についての意見があった。 こうした声を具体化するために、新たな担い手を確保することは重要であるが、ひきこもりや外国籍、LGBTQといった制度の狭間となっているような地域課題についても地域住民が理解を深め、何かしらの活動や協力をしていくことが、社会の変化とともに求められてきている。 そこで、福祉カレッジでは従来のプログラムに加え、さらに専門的な内容にも踏み込んだ新たなプログラムを展開していくことで、地域力を高める存在を支え、育てていきたい。	
5年後の姿		質的目標 ① 福祉カレッジ(基礎コース・専門コース)の実施により、地域福祉に関心を持ち、具体的に行動しようとする方を持続的に創出する。また活動を継続するための伴走支援も行う。	
5年間でできること	地域で取り組むこと	- 福祉カレッジ(基礎コース)の修了後の地域での活躍の場を拡充する。 - 地域での活躍を積極的に発信する。 - 地域の支援機関・組織・団体も一体となり地域人材の育成に取り組む。	
	社協が取り組むこと	- 福祉カレッジ(専門コース)を実施する。 - 福祉カレッジ以外の行政や専門機関等の研修や講座の積極的な活用を行う。	

と	市の主な関連施策	• 施策No.2－4 地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。 • 施策No.3－2 社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。 • 施策No.4－4 多様な福祉人材の育成に向けた支援体制を充実させます。
---	----------	---

4 狛江社協の人づくり・組織づくり

本計画を推進し、本計画の基本理念「一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち」を実現するためには、地域住民等への協働を呼び掛けるだけでなく、狛江社協自体における「人づくり・組織づくり」も重要です。本計画では、基本理念の実現に向けて「5年後になりたいこまのまちの姿」を設定し、その達成のために新たな戦略を策定しました。この戦略を積極的に推進していくためには、これまでの組織体制から転換し、新たな「人づくり・組織づくり」に取り組むことは避けられません。

そこで次に掲げる取り組みを通して、新しい戦略を積極的に推進できる体制を構築し、本計画の実行を確かなものにしていきます。

（１）職員一人一人が地域でいきいき活躍し、成長できる人づくり

新しい戦略を積極的に推進するためには、職員一人一人の力を最大限に高めていけるように、本計画の実施期間である5年間にとどまらず、採用から退職まで20年、30年の中長期的な視点での計画的な人材育成が重要です。職員の能力開発の機会を充実させるとともに、個々の職員のキャリア志向・適性を活かした人材育成を行い、職員一人一人がいきいき活躍し、成長できる組織を目指します。同時に、管理職・係長職等のリーダー層の計画的な育成も行っていきます。

（２）狛江社協全体が一丸となって福祉のまちづくりに取り組む組織づくり

地域の新たな課題に組織全体で取り組んでいくため、組織横断型の共同プロジェクトチームを編成します。特にチャレンジ1から7は、複数の施策を複合的に実施するアプローチ方法（展開プロジェクト）により具体化されるため、複雑化する個別課題・地域課題に対して、様々な部署が連携・協力しながら、その解決に向けて取り組んでいく体制を構築します。社会の変化に伴う新たな課題や新たなチャレンジに取り組む必要性を職員全員で共有し、狛江社協全体が一丸となって福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

（３）社会の変化に伴う地域の様々な課題に積極的に取り組む人づくり・組織づくり

変化のスピードが速く、将来の予測が困難な現代社会においては、次々と生じる新しい課題へ柔軟に対応できる組織体制が求められています。職員自らが地域に積極的に入り込み、地域課題の新たな萌芽を発見するとともに、課題解決につながる仕組みづくりが推進される組織づくりを行っていきます。本取組の一つとして、第3章で社協職員の地域担当制の導入検討を掲げています。

図2-2 狛江社協の人づくり・組織づくりにおける課題設定とチャレンジ目標

課題 地域のより良い未来のために、取り組み続ける

チャレンジ 地域の新しい課題に積極的にチャレンジする人づくり・組織づくり

展開プロジェクト

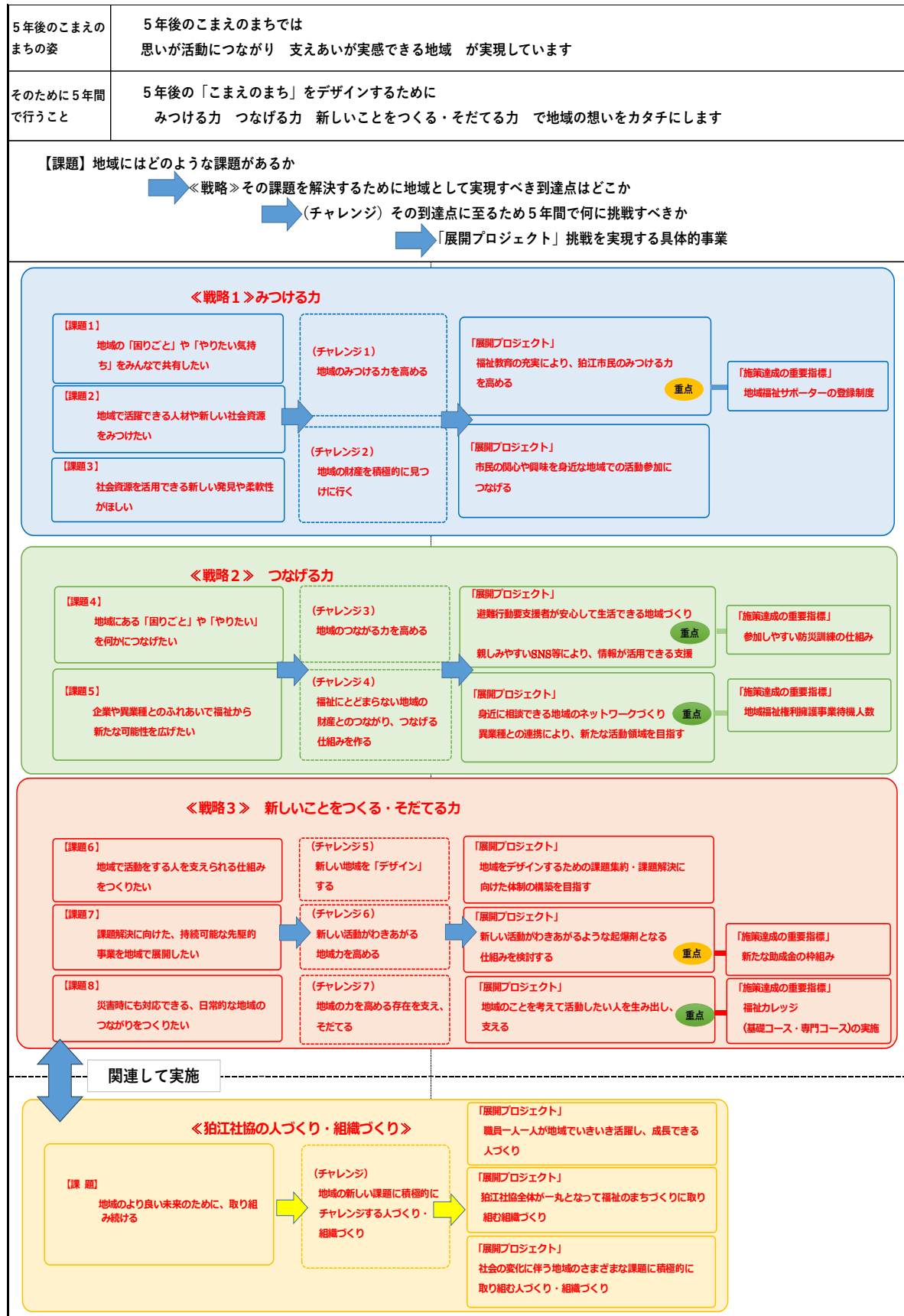
「職員一人一人が地域でいきいき活躍し、成長できる人づくり」

「狛江社協全体が一丸となって福祉のまちづくりに取り組む組織づくり」

「社会の変化に伴う地域の様々な課題に積極的に取り組む人づくり・組織づくり」

5 地域福祉活動計画の取組体系

図2-3 地域福祉活動計画の取組体系

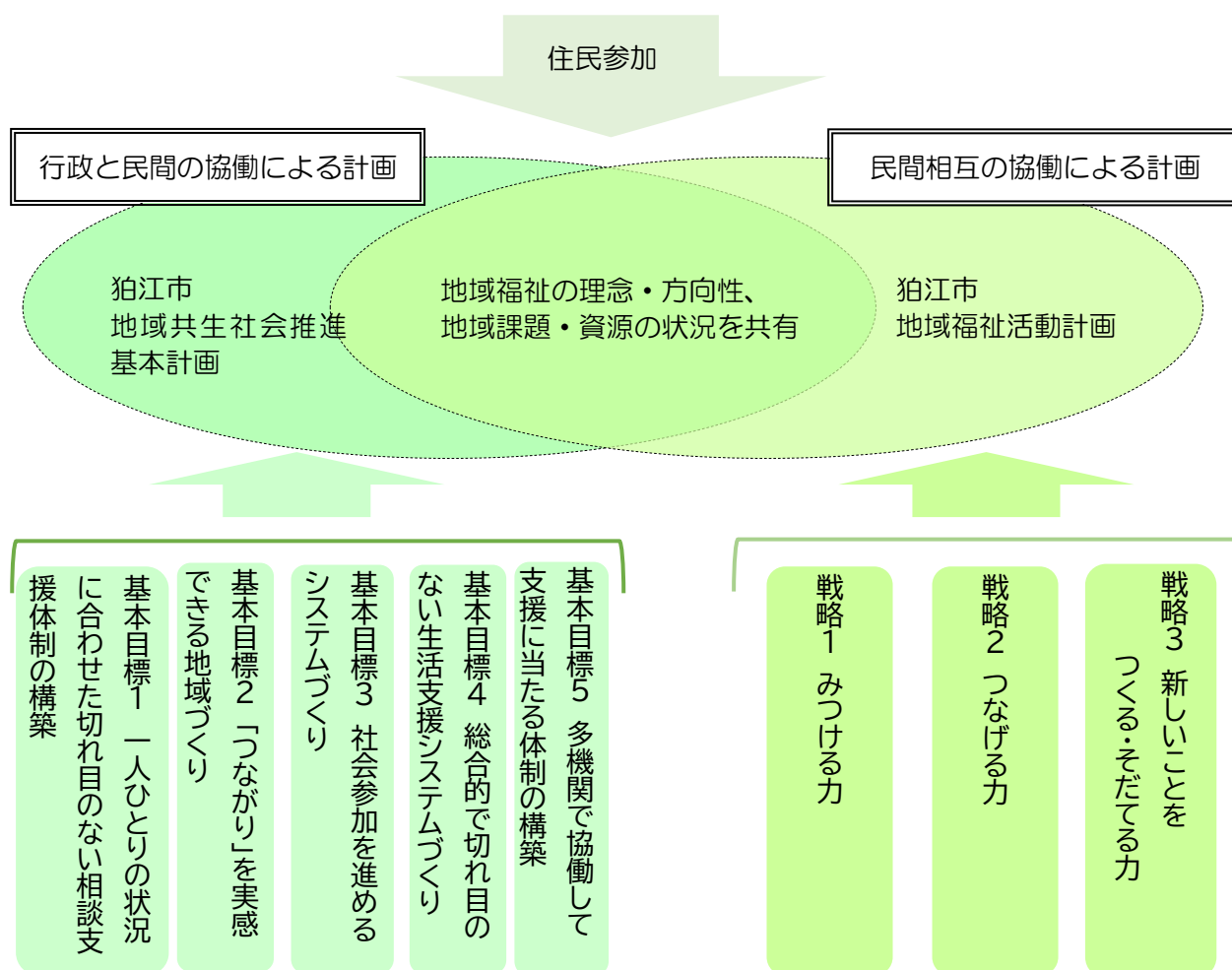


6 狛江市福祉計画との連携・整合

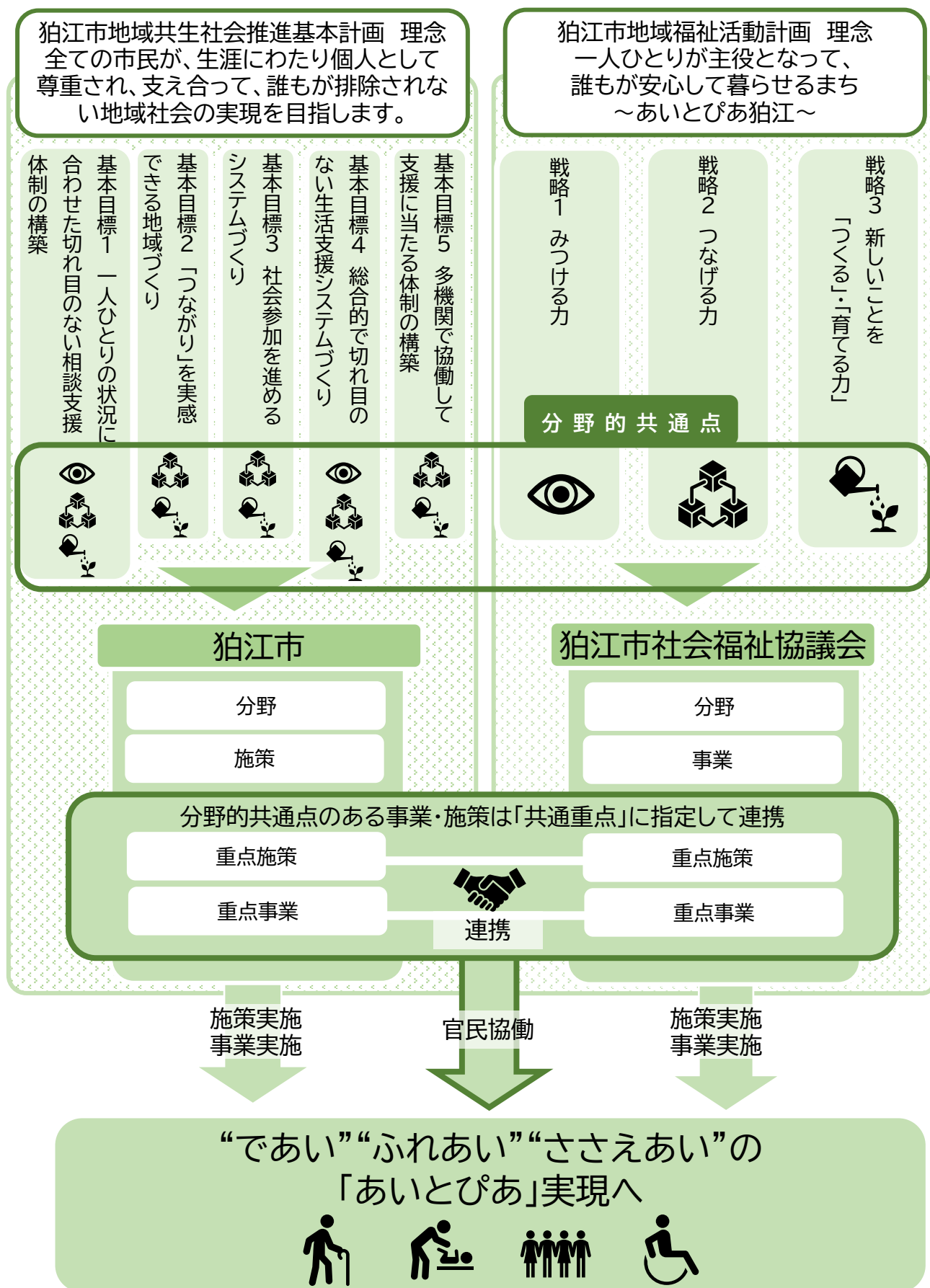
市と狛江社協は、ともに地域福祉の推進を通じて、住民の幸せを実現するという使命を持っています。そのため、理念や取り組むべき分野、実施する施策や事業等において、多くの共通点や類似点があります。市が策定する狛江市福祉計画は行政計画として、また、市の社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、民間の活動・行動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることから、両計画は「対」をなす計画といえます。狛江市福祉計画に本計画の実現を支援するための施策を盛り込む等、相互の連携・整合が重要です。

したがって、両計画の実施施策・事業のうち、分野的共通点のあるものを「重点」として指定し、狛江市との連携を密にした官民協働の事業として整合的に取り組むことで、効率的な事業の推進を図ります。地域福祉推進のための基盤や体制をつくる狛江市福祉計画と、地域住民や地域の関係者・関係団体の具体的活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」が一体となって策定されることにより、市や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など、地域に関わるものの役割や協働が明確化され、様々な地域課題を解決する社会基盤を構築し、実行性を高めます。

図2-4 狛江市福祉計画との連携・整合



■ 狛江市との連携による地域福祉の推進モデル



第3章 計画の推進に向けて



第3章では、計画の推進に向けた仕組みづくりを説明します。

第3章 目次

- 1 地域福祉活動計画の推進を検討する委員会の設置（p.51）
- 2 まちづくり推進委員会を主体とした地域課題・資源の定期的な収集、整理・共有（p.52）
- 3 地域福祉活動計画に基づく活動に対する新たな助成等の仕組み（p.52）
- 4 地域住民によるまちづくり推進のための支援体制（社協職員の地域担当制の導入検討）（p.53）

1 地域福祉活動計画の推進を検討する委員会の設置

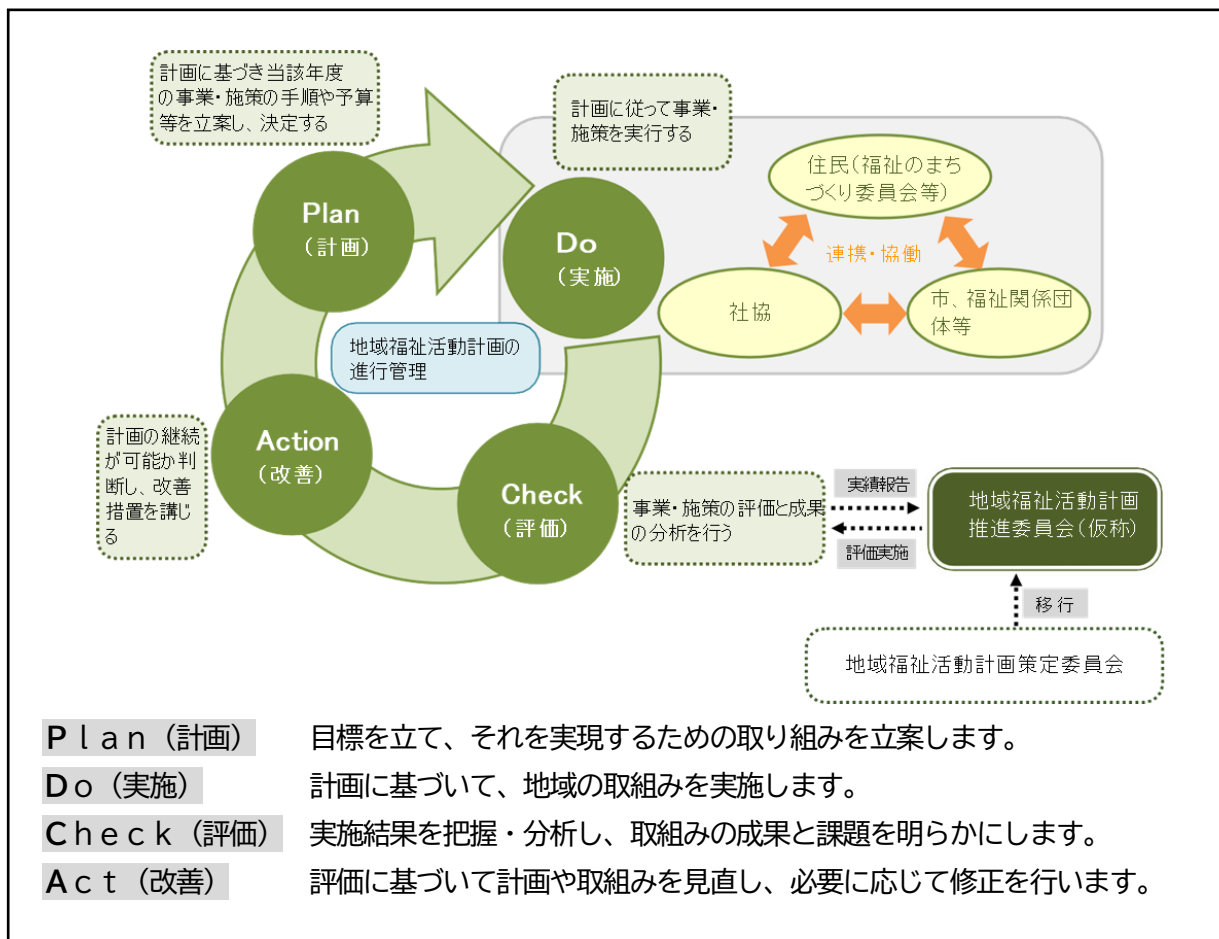
本計画は、地域住民や地域の関係者・関係団体、狛江社協などが協働して、市とも連携を図りながら、地域全体で推進していきます。計画の進捗管理は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

計画の推進主体である狛江社協が、毎年度6月の決算報告の情報に基づき、計画進捗の状況確認（事業評価）を行うとともに、本計画の具体的な推進を図るため、新たに策定委員会の一部を「狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」（以下「推進委員会」）に移行し、計画期間を通じて、毎年度評価や意見の聴き取りを行い、本計画の推進を検討する役割を担います。

また次項2 福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理・共有・検討の結果を、住民と共有し、住民と一緒に取り組むためのアプローチ方法を検討することも推進委員会の重要な権能となります。また福祉のまちづくり協議委員会における広域的課題の検討結果に基づく提案についても受け付けます。

なお計画期間の半期にあたる令和8年度中に計画の中間評価と方針の見直し検討、計画最終年度の令和11年度には、本計画で実現できた成果と、取組みの中で明らかになった課題について全体的な総括を行い、その結果を次期計画の策定に活かしていきます。

図3-1 計画の推進体制のイメージ（PDCAサイクル）



2 福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理・共有

計画策定時における地域住民懇談会や住民意識調査により、現在の地域で認識されている課題や資源を把握することは可能です。また本計画策定時に掲げた事業内容についても、1により設置される委員会により、追跡していくことはできます。

ただしこれらは計画策定時の一時点において認識された課題や資源であり、現在から未来において地域で求められる課題や資源は、現時点においては認識できないか、非常に見えにくい状態にあります。つまり定期的に情報を収集、整理・共有する機能を併置して積極的に“見える化”していかなければ、現在から未来において地域で求められる課題や資源を通時的に把握することは困難ということになります。また情報は収集されるだけではなく、地域住民からも「我が事」として、積極的に発信、提案できる機会を確保することも重要となります。

このため福祉のまちづくり委員会を主体として、複数の会議体から地域の課題、資源の情報を定期的に収集、発信し、それらを一つにまとめ、次期計画に向けた課題として編成する体制を確保します。

3 地域福祉活動計画に基づく活動に対する新たな助成等の仕組み

本計画に規定された各チャレンジを実現する、地域づくりに重要と認められる活動等を支えるために共同募金や粕江社協への寄附金を財源とした新たな助成制度への組替え、拡充を検討します。

「地域から集められたお金は地域に還元する」ことが粕江社協の助成金制度の目的ではありますが、助成金はあくまで活動等を支える「補助」的な資金であり、活動等を継続的、持続的に行うことができる、独自の財政運営が助成金を受けるための前提となります。

チャレンジ5 新しい活動がわきあがる地域力を高めると大きく関連する内容ではありますが、次々と新しい活動がわきあがる源泉の一側面として、地域課題が次々と資金的に結びつくことにより新しい活動として誕生することを考えた場合、助成金は利用者の固定化を避け、新しい活動に常に新風を吹き込むような仕組みに改める必要があります。

4 地域住民によるまちづくり推進のための支援体制（狛江社協職員の地域担当制の導入検討）

本計画に規定された各チャレンジの実現を後押しし、地域住民と協働して福祉のまちづくりを推進するため、狛江社協職員の地域担当制導入を検討します^{viii}。

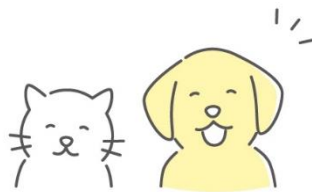
担当職務や職種にかかわらず、すべての職員が担当地域を受け持つことにより、これまで CSW に限定しがちであった様々な地域課題や社会資源を把握しやすい体制を整備し、地域住民等が相談しやすい顔の見える関係を目指します。

また、2で示した福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理・共有・検討する場をもつことで、地域課題の明確化やその解決のための仕組みづくりを促進します。課題解決や仕組みづくりにあたっては、地域住民や狛江社協が把握した課題と地域の様々な社会資源を相互に活用し、つなげていきます。

狛江社協職員の地域担当制の導入は、狛江社協にとって一つの転機となります。狛江社協職員が「福祉のまちづくりの一員」としての意識をもち、住民との対話・交流を通じて関係づくりを深化させ、地域住民とともに新たな挑戦を行える基盤を構築します。

^{viii} 東京都内では、中野区社会福祉協議会が、平成 16 年度から社協全体で地域担当制を採用し、区内 15 地域をそれぞれ担当する職員が、地域住民や関係機関と連携して、地域の課題解決に取り組んでいるのをはじめ、複数の団体が同様類似の制度を採用しています。

資料編



資料編 目次

- 1 ヒアリング結果等の概要（p.57）
- 2 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会事業のあり方
検討委員会答申（抄）（令和5年3月）（p.65）
- 3 狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員
会（p.70）

※本計画に使用をいたしましたデータ等につきましては、狛江市が策定をする狛江市福祉計画をご参照ください。

1 ヒアリング結果等の概要

従来から認識している課題や統計の結果等からだけでは見えてこない、地域住民の意識や福祉の専門職のノウハウの中にある潜在する地域課題を炙り出し、解決のための施策展開に結び付ける機会として、地域住民懇談会及び福祉の専門職による懇談会を実施しました。各懇談会の結果は、参加者が認識している課題とそれに対する提案や解決のためのアイデアをまとめる形式を採用しました。

(1) 地域住民懇談会

回数	日程	会場	参加者数
第1回	令和5年10月21日(土) 午後6時30分から8時まで	狛江市中央公民館 視聴覚室	12人
第2回	令和5年10月22日(日) 午前10時30分から正午まで	狛江市中央公民館 第四会議室	9人
テーマ	「普段の生活の中でちょっとできる支えあい」(地域福祉活動計画) ※狛江市と共同開催 狛江市福祉計画の詳細は、狛江市の狛江市福祉計画を参照。		合計 21人



(地域住民懇談会での意見)

「普段の生活の中でちょっとできる支えあい」	
参加者が認識している課題	ちょっとできる支えあいの提案・アイデア
(1) 一人暮らし高齢者の孤独死への不安がある。	○新聞や郵便物がポストにたまっていないか、洗濯物が数日出しっぱなしになっていないかなど地域住民が気にする。またお弁当の配達員なども異変に気づくことができそうである。 ○地域住民同士で早朝のゴミ出しなら手伝えそうである。こうした協力により見守りが図れるのではないか。
(2) 帰宅できず困っている高齢者や認知症が疑われる様子の方を見かける。	○地域住民が支援機関につなげたり、対象者が知り合いの場合は支援機関まで同行することもできそうである。

(3) 子育て世帯の保護者による怒鳴り声が聞こえてきたり、乱暴なふるまいが見られるケースがある。	○挨拶や声掛け等を積極的に図り、保護者との関係構築を図る。 ○地域住民が市などの行政機関につなげる。
(4) 仕事の都合で子どもに朝食を用意できない共働き世帯がある。	○朝食を提供する子ども食堂を開く。 (他の自治体ではお寺で実施しているところもある。)
(5) 子育て世代が行く場所が少ない。	○子育て世代と高齢者をつなぎ、交流できる場所をつくる。
(6) 地域住民同士がつながるきっかけがない。	○地域住民が気軽に参加できるような祭りやイベントなどに積極的に参加することで、つながるきっかけを作ることができる。
(7) 困りごとのつなぎ先の情報が分かりにくい。	○認知症サポーター制度を手本とした、住民による「お困りごとサポーター制度」を設ける。 ○なんでも相談窓口を設ける。 ○ゴミ出しカレンダーなどに相談先一覧を明記するなど工夫をする。
(8) 地域の課題を住民が気付くきっかけが難しい。	○互いに負担にならないようなコミュニケーションを取る。 ○立ち話や井戸端会議などで、コミュニケーションを図り課題を引き出す。 ○普段から気にかけてたり、困りごとについてちょっとしたお手伝いをしてあげる。
(9) ひきこもり状態の方を支援につなげるのが難しい。	○行政の相談窓口につないだり、近隣での見守りや声かけを行う。 ○カウンセラー、町会・自治会等に相談する。 ○ひきこもり支援のワンストップ窓口を設ける。
(10) 生きづらさを感じ社会参加できない方がいる。	○同じ困難を乗り越えた経験者によるピアサポート的な関わりを行う。
(11) 外国籍で孤立している世帯がある。	○地域住民が交流できるようなイベントなどを開催する。例えばガレージセールなど。 ○同じ国の出身者のコミュニティに参加する。
(12) ひとり親家庭で生活に困窮している世帯に対し、地域住民がどう関わるとよいか分からない。	○住民が市の支援制度(ひとり親家庭支援)などを紹介する。

(2) 福祉の専門職による懇談会

回 数	日 程	会 場	参加者数
第1回 テーマ	令和5年2月24日（金）午後6時から8時まで 《高齢分野》「終末期高齢者に必要な手続きについて～支援者が備えるべきこと～」	オンライン開催	21人
第2回 テーマ	令和5年10月4日（水）午後4時20分から5時まで 《子ども分野》「「あいとぴあ」のこれからについて」	狛江市あいとぴあセンター講座室	14人
第3回 テーマ	令和5年10月12日（木）午後6時30分から8時30分まで 《権利擁護分野（障がい・高齢共通）》 ぱあとなあ東京主催：狛江市受任者連絡会 「狛江市の良さを生かした権利擁護支援の地域連携ネットワークについて考える」	オンライン開催	16人
第4回 テーマ	令和5年10月13日（金）午後6時から8時まで 《高齢分野》「制度の狭間にいる人の支援について」	オンライン開催	29人
第5回 テーマ	令和5年10月25日（水）午後6時から8時まで 《障がい分野》「障がいや病気により支援が必要な人が社会参加しやすい地域について考える」	狛江市あいとぴあセンター講座室	17人



(福祉の専門職による懇談会での意見)

《高齢分野》「終末期高齢者に必要な手続きについて～支援者が備えるべきこと」	
参加者が認識している課題	課題解決のための提案やアイデア
(1) エンディング支援について相談できる場所が市内にない。	○エンディング支援を含めた支援が行える仕組みを粕江市内でつくる(あんしん未来創造事業)。 ○必要に応じて、権利擁護支援の専門的な助言を受けることができる仕組みをつくる(権利擁護支援ネットワークの中核となる機関)。
(2) 生活保護基準非該当であるが、十分な経済力もない場合、医療費や死後事務の費用が負担できず、必要な支援を受けることができない。	○資力が十分でなくても、高齢者がいつまでも安心して地域で生活ができる仕組みをつくる(あんしん未来創造事業)。
(3) 訴訟を抱えていたり、仕組みに課題があったりするため、民間の保証会社の活用には不安である。	○高齢者の身元保証に関する民間の取組みについて、必要な情報を集約する仕組みをつくる(あんしん未来創造事業)。
(4) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の待機者が多く、必要な時に必要な権利擁護支援につながらない。	○地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の体制を強化し、待機者を減らすことで、必要な権利擁護支援につながりやすい仕組みをつくる。 ○地域で権利擁護支援に興味を持ち活動をしたい人を活動につなげる(生活支援員・あんしん未来創造事業)。
《子ども分野》「「あいとびあ」のこれからについて」	
参加者が認識している課題	課題解決のための提案やアイデア
(1) 福祉について、就学前から継続して長期間学ぶことで、子どもたちの理解が深まり、興味や関心が続くのではないか。	○就学後の福祉学習を、就学前に学んだことのステップアップとして位置づけられるとよい。 ○関係者の負担を軽くすることで取組みを進めやすくなる。
(2) 市内で、子どもたちが就学前から継続して福祉の学習をしていくことは、優しいまちづくり、住みやすいまちづくりにつながるのではないか。	○紙面だけでなく、体験型の取組みにしていく。 ○子どもたちが地域の中で福祉団体と関わりを持てるようにする。
《権利擁護分野(障がい・高齢共通)》「粕江市の良さを生かした権利擁護支援の地域連携ネットワークについて考える」	
参加者が認識している課題	課題解決のための提案やアイデア
(1) 権利擁護支援地域連携ネットワークを維持できる体制が必要である。	○地域で専門職を含めた権利擁護支援地域連携ネットワークの体制を拡充する(権利擁護支援ネットワークの中核となる機関)。
(2) 専門職であっても、市民であっても被後見人を支援するためのチーム形成支援が必要である。	○権利擁護支援が必要な人が、自分らしく生活できるような支援チームの形成支援や、拡充のための支援を行う(権利擁護支援ネットワークの中核となる機関)。
(3) 地域で権利擁護支援についての関心を高め、活躍できる場を作ることが必要である。	○権利擁護について地域での意識を高める活動をする(福祉カレッジ・地域福祉権利擁護事業生活支援員・市民後見人等)。

《高齢分野》「制度の狭間にいる人の支援について」	
参加者が認識している課題	課題解決のための提案やアイデア
(1) 高齢者を支える福祉専門職の56%が地域で困りごとを抱えながらも制度の狭間で支援に結び付きにくい人がいることを認識している（事前アンケート）。	○既存の制度では支援に結び付きにくい人に対しては、地域住民、行政、専門職と連携し、地域の一員として参加できるような仕組みを構築する。 ○重層的支援体制整備事業の仕組みを活用して、既存の制度では支援に結び付きにくい人の支援をすべき。 ○地域の中で孤立しがちな人（マイノリティ・刑余者など）が地域の一員として生き生きと生活できるような地域をつくる。
(2) 死後事務や、身元保証に関する支援が狭間となり、その支援について福祉専門職は苦慮している。	○年齢を重ねても、意思決定支援を受けながら、自分らしい生活ができるような支援体制をつくる（権利擁護支援ネットワークの中核となる機関）。 ○身寄りのあるなしにかかわらず、自分らしく地域で生活ができる仕組みをつくる（あんしん未来創造事業）。 ○福祉分野にとどまることなく様々な分野（異業種）と連携して、高齢者の住宅確保に向けた支援体制を構築する。
(3) 身寄りのない高齢者の支援や医療に関する課題がある。	
(4) 高齢者の居住支援に関して課題がある。	
(5) 権利擁護支援が横串をさすような支援になるようネットワークの形成が重要である。	○一人ひとりが自分らしく生活できるよう、意思決定支援を軸にした地域連携ネットワークの構築を行う（権利擁護支援ネットワークの中核となる機関）。
(6) 介護保険で対応ができない末期がん患者等の支援ができる場所がない。	○既存の制度では支援に結び付きにくい人に対しては、地域住民、行政、専門職と連携し、地域の一員として参加できるような仕組みを構築する。
《障がい分野》「障がいや病気により支援が必要な人が社会参加しやすい地域について考える」	
参加者が認識している課題	課題解決のための提案やアイデア
(1) 災害時は、日ごろから関わりのある支援者や保護者が不在になる可能性がある。	○平時より障がい者が地域で交流できる機会をつくり、「支援してくれる人がいる」「支援を必要とする人がいる」という双方が理解できる地域をつくる。 ○民生委員・児童委員や町会・自治会など、既存の社会資源に対して障がい者やその家族、支援事業者が関わることでできる仕組みをつくる。
(2) 災害時の避難に対して支援者側の人手が足りなくなる可能性がある。	
(3) 災害時、障がい者の理解が不足している状況では安全の確保が難しい。	
(4) 災害時、環境変化に弱い障がい者にとっては避難先で落ち着いて過ごすことができない。	○避難先の環境を見知って慣れることができるように、地域の避難訓練に障がい者が参加しやすい仕組みをつくるとともに、繰り返し訓練が行われる地域をつくる。
(5) 障がい者の特性や必要な支援等、地域における理解が不足している。	○地元ラジオや地域のイベント等を通じて、障がい者が地域で交流できる機会や、障がい者理解の機会をつくる。 ○地域住民だけでなく行政計画との連携も必要である。
(6) 選挙の時に支援が必要な方が安心して投票所に行くことができない。	○社会の一員として、障がいがあっても当たり前投票ができるように、家族会や地域の団体と連携しながら、投票所におけるサポート体制を構築する（わかりやすい選挙の取り組み）。

(7) 幼少期のうちから、障がい者との交流や障がい理解を学ぶ機会が必要である。	○学校の授業において、障がい者体験や障がい当事者による話を聞くことのできる機会を設ける。
(8) 障がいがあってもできることや、やりたいことを選択できるだけの情報がない。	○市民サークルやイベント等があった時に、名前だけでなくどのような中身なのかわかりやすく表示されている等、障がい者やその支援者が気兼ねなく参加の機会を得られるような情報発信を行う。
(9) 障がいがあることにより、一般のお店に入ったり、公共施設等を使うことへのハードルが高い。	○多様な人が気兼ねなく利用ができるように、「福祉のまちづくりに協力しています」や「誰でもお気軽に入れます」といった看板を商店やカフェ等に設置してもらう。

(3) 地域住民との地域福祉活動計画素案内容の情報共有（市民説明会）

日 程	参加者数
令和5年12月21日（木）午後6時から7時まで （狛江市あいとぴあセンター講座室）	合計 18人 （うち会場 13人、オンライン5人）



▲市民説明会の様子

（市民説明会での意見）

意見 番号	意見・提案の概要	意見・提案に対する地域福祉活動計画 策定委員会の考え方
1	社協の職員を知っているので、お話をするときがあるが、知らない職員が近づいて来ても、知っている職員の名前を挙げてしまう。相談できる方はまだ大丈夫で、相談できない方が圧倒的である。社協や市に相談に行くのは相当ハードルが高い。本当にこういう風（社協職員地域担当制）になったら素敵だと思う。	社協職員地域担当制は、一朝一夕には実現は難しいので、6年間で掛けて実現に取り組みます。相談できる人は知っている人というように、この職員はこの地域の人といわれるくらい、職員がこちらから地域の中に飛び込んでいきたいと思います。
2	何かに困った時に相談しようと社協に来所する方が増えるようにするには、どうしたらよいのでしょうか。	
3	社協職員の方が市民の方が相談しやすい顔の見える関係性を6年かけてぜひ構築していただけたらと思う。	
4	（社協職員地域担当制の）内容は素晴らしいと思うが、本当に実行していくのは大変だと思う。社協の担当者の顔が見える活動を今後もお願いしたい。	
5	市民が参加し、協力できるまちづくりは、長い目でお互いに支え合う仕組み作りでつながると思う。	正に第2章2（1）5年後のこまのまちの姿と一致する考え方であると認識します。

6	（説明会資料では）思いが前面で、数値、スケジュール観など達成目標が提示されていない。基本理念の9つの分野に対して、1つでもいいから具体的なアプローチを図式化していただけたらより明確だった	市民説明会では時間の都合上、展開プロジェクトの個票説明にまで踏み込めませんでした。第2章3「これから5年間の活動の展開」で課題認識、5年後の姿、5年間でできることを施策ごとに詳述をしております。
7	第3次計画の実績を踏まえて、第4次計画がどのように決定したのか、踏み込んだ話を伺いたかった。	第2章1「地域みんなで目指すもの～地域福祉活動計画の基本理念～」において、前計画である「第3次狛江市地域福祉活動計画」における重点事業（①CSWの配置、②福祉カレッジの開催、③福祉のまちづくり委員会の設置の3つ）の成果の上に、本計画が策定されたことを記述しております。
8	民生委員・児童委員や町会・自治会とは違う視点から、地域サポーター制度はよいと思う。	第2章2（2）で掲げた戦略「5年後の「こまえのまち」をデザインするためにみつける力 つなげる力 新しいことをつくり・そだてる力で地域の想いをカタチにする」ためには、多面・重層的な観点からみつける、つなげるが展開されることが前提となります。この観点から地域サポーターは、従来の地域組織に加えて、新たな地域福祉の主体になり得るものと期待しております。

2 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会事業のあり方 検討委員会答申（抄）（令和5年3月）

事業 No. 1 重層的な見守り支援と身元保証

1 検討に至る経緯

狛江市において、高齢者や障がいのある方、精神的な疾患を抱え生活をする方の意思決定支援や、それを実現するための仕組みづくりについては、取り組むべき課題が多数ある。特に、居住支援の課題や、判断能力があり、かつ頼れる親族が身近にいない人への意思決定支援や、それを実現するための仕組みについて、支援が不足している課題がある。

狛江市社会福祉協議会では、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指すために、上記の課題を解決する仕組みについて検討していくとともに、事業実施にあたっては、地域共生社会の実現のため、社会福祉協議会の機能を活かし、住民参加が促進されるように実施をしていく必要があることから、事業のあり方検討委員会において検討をすることが必要となった。

2 事業のあり方検討委員会意見

（1）重層的な見守り支援と身元保証の仕組みづくりの方向性について

事業No.4 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）とあわせて、権利擁護支援の重要な事業として取り組むべきである。

事業実施に当たっては、広義の権利擁護支援として、誰もがどのような場面でも意思決定支援が受けられる仕組みの一つとして事業を展開することが必要である。

また、事業名については、「身元保証」という言葉を前面に出すのではなく、本事業の目的を地域住民が想像しやすいよう、工夫が必要である。

（2）目指すべき「重層的な見守り支援と身元保証の仕組み」について

意思決定支援の対象となる可能性は誰にでもあるという前提に立ち、誰もが安心して暮らしていける仕組みを作っていくことが重要である。そのためには、権利擁護支援をミクロの視点（個別支援）だけでなく、マクロの視点をもって次期地域福祉活動計画に位置づけ、狛江市社会福祉協議会が推進するまちづくりを地域住民に想像してもらえるようにしなければならない。

事業のあり方検討委員会の作業部会にて、見守り支援のあり方、保証機能、緊急対応の体制、死後事務や遺言等の作成支援について、目指すべき姿を具体的にあげている。事業開始時に全ての事業を展開せず、段階的に拡充することで、継続可能な事業展開をすることが望ましい。個別具体的な支援内容については、作業部会で行った内容をもとに、次期地域福祉活動計画へ位置づけるとともに、事業の実施に向けた円滑な準備作業を行っていくことが重要である。

事業 No. 2 地域福祉をさらに促進するための人材育成

1 検討に至る経緯

第三次狛江市地域福祉活動計画に基づき、狛江市社会福祉協議会では福祉カレッジを重点事業の一つとして位置づけ、新たな人材育成を図ってきた。5年間で67名の修了生を地域に輩出し、講座修了後は福祉のまちづくり委員会の委員としても中心的な役割を担っている。講座の内容としては

分野横断的なもので、福祉の入り口としての要素が強い。そのため、専門性を求めている方には合わないことや、修了後に地域活動につながっていない受講生もいることから、プログラムの見直しを行う必要があった。

狛江市の全体的な課題として、地域活動の担い手不足や、住民が捉えた地域課題を専門職につなぐ役割の担い手不足があるが、そのような地域福祉を推進する人材に関する登録の仕組みはない。今後、担い手となる人材の情報を集約していくことが必要とされる。そこで他地域の社会福祉協議会の人材育成の取組みを参考に、狛江市の現状に合わせた人材育成及び人材登録のあり方について検討を行う。

2 事業のあり方検討委員会意見

(1)「福祉カレッジ」のプログラムの見直しについて

「福祉カレッジ」のプログラムは、次のとおり見直しを図ることが望ましい。

地域活動の担い手不足や、専門的な活動者があまり地域へと輩出されていないという課題があり、福祉カレッジについて個人の関心や経験を生かして主体的に地域活動を展開していくための講座にしていくことが求められる。

そのため、対象者について受講後に実際に既存の地域福祉活動に参加したいと考える方又は新たな活動に取り組みたいと当初から考えている方を想定し、プログラムも①必修科目、②選択科目、③まとめ・振り返りの3部構成に変更する。

必修科目は地域共生社会に関する分野を取り上げ、講義で知識を習得するだけでなく受講生同士のつながりも大切な要素とする。選択科目は受講生自身の興味関心、ノウハウ、専門性をより深められる内容とし自分のペースでカリキュラムを選ぶことができるように変更する。まとめ・振り返りは、狛江市地域住民活動支援センターと連携を図り、実際の地域活動につなげるための個別的な支援を含むものとする。

(2)「(仮称)地域福祉サポーター」養成プログラムの実施検討について

地域活動者の担い手不足や住民が捉えた地域課題を専門職につなぐ機能の弱さといった課題から、(仮称)地域福祉サポーター(以下「サポーター」)の取組みについて次期地域福祉活動計画で検討する必要がある。

サポーターの役割は次の3つを想定する。

①支援対象者に関する関係機関(CSW等)への情報提供 ②日常生活における見守り活動 ③福祉関係事業等への積極的な参加

サポーターは地域福祉への入り口として、子どもから高齢者まで誰もが参加でき、その主体となりうる形が望ましい。またサポーターとの関わりが継続されるよう、定期的な研修会の実施や情報発信をするなどの工夫をすることが求められる。

事業 No. 3 地域福祉推進委員会

1 検討に至る経緯

狛江市社会福祉協議会では、住民同士のささえあいネットワークづくりの一環として、平成5年に岩戸地域福祉推進委員会、平成8年に猪方・駒井地域福祉推進委員会、平成14年に野川地域福祉推進委員会を立ち上げ、住民主体のささえあい活動の支援を行ってきた。

一方、近年、国の事業として重層的支援体制整備事業が創設され、住民主体で地域課題を抽出し

解決方法を検討するプラットフォームが必要とされている。狛江市社会福祉協議会でも福祉のまちづくり委員会と福祉のまちづくり協議委員会が動きだしているが、地域課題を検討する協議体としての役割は、従来の地域福祉推進委員会と重なる部分があり、整理が必要となっていた。そこで事業のあり方検討委員会では、次期地域福祉活動計画において地域福祉推進委員会の事業整理を行うための方針を示すこととなった。

2 事業のあり方検討委員会意見

次期地域福祉活動計画において地域福祉推進委員会の事業整理を行う際の方向性については、以下が適当であると考える。

狛江市社会福祉協議会における地域福祉推進委員会の位置づけは、地域福祉課題を検討する協議体としての役割は終了し、地域の主に高齢者を対象としたサロン活動を行う運営体として位置づけることとする。サロン活動については、地縁組織の町会等と協力して地域福祉を推進する地域の重要な社会資源の一つとなっていることから、今後も狛江市社会福祉協議会から必要な範囲で人的・財政的支援を行うことが適当である。人的支援については、各地域福祉推進委員会が事務所機能を備えた上で、自主的に活動を推進できるように後方支援を行うこととする。財政的支援については、各推進委員会への助成方法を、財源や実績等を考慮し他地域の状況も参考にしながら、次期地域福祉活動計画策定時に検討していくものとする。なお、地域福祉推進委員会は狛江市社会福祉協議会から独立した住民の自主的な組織であるため、最終的な方向性については、次期地域福祉活動計画に基づき、両者で協議して定めていくことが望ましい。

事業No.4 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）

1 検討に至る経緯

第一期狛江市成年後見制度利用促進事業計画が施行され、狛江市社会福祉協議会が中核機関として位置付けられた。しかしながら、中核機関は狛江市社会福祉協議会に設置されていない状況が継続している。その間に国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が施行され、中核機関のあり方についても変化している。

狛江市社会福祉協議会にて中核機関を受託するにあたり、その要否及び、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築するためにどのような取組みが必要か検討することが必要となった。

2 事業のあり方検討委員会意見

（１）中核機関受託の方向性について

事業No.1 重層的な見守り支援と身元保証と併せ、狛江市社会福祉協議会として、重要な事業として取り組むべきである。また、重点事業として、次期地域福祉活動計画に位置づけをする必要がある。

事業実施においては、必要な事業運営をするための人材や財源の確保を狛江市にさせていただく必要がある。事業実施に必要な人材や財源の確保に向けては、狛江市は多摩南部成年後見センター構成５市の一つであるため、５市間での調整も必要であろう。狛江市社会福祉協議会としては、狛江市が５市間の調整と、必要な人材や財源の確保が早期にできるよう、協働して取り組む必要がある。

（２）狛江市社会福祉協議会が実施する中核機関の機能について

中核機関の機能のうち、地域住民後見人の養成及び広報・協議会の運営等に関する機能以外の機能について受託できるよう整備する必要がある。

作業部会では、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、権利擁護支援を行う三つ

の場面（第一の場面「権利擁護の相談支援」、第二の場面「権利擁護支援チームの形成支援」、第三の場面「権利擁護支援チームの自立支援」）について、具体的に行うことを整理した。中核機関受託にあたっては、中核機関の機能を段階的に拡充していくことが重要である。

狛江市社会福祉協議会の現状の取組みについては、第二の場面の機能や、第三の場面の機能については、体制が整わないながらも丁寧に取り組んでいる。第一の場面の機能から重点的に拡充していくことで、第二の場面、第三の場面が、狛江市の権利擁護支援システムとしてさらに充実し、目指すべき姿につながると思われる。

そのためにも、権利擁護支援を担っているあんしん狛江において、中核機関を実施するとともに、個別の相談機能が地域で拡充できるよう、行政と協力し、基盤整備を図ることが重要である。

事業 No. 5 あいとぴあ子ども発達教室 “ぱる”

1 検討に至る経緯

令和2年度に地域の中核的な療育支援施設として狛江市児童発達支援センター（以下「センター」）が設置された。センター設置後も、早期療育事業を実施してきた“ぱる”は、引続き児童発達支援事業を実施している。

“ぱる”は家族等同伴の療育を特色として事業展開しているが、児童発達支援管理責任者の育成と事業の利用児の減少の課題を抱えている。

関係機関の抱える課題を共有し、“ぱる”の課題と方向性（事業統合、事業移行、機能分散等）を検討し今後の事業方針を決定することとなった。

2 事業のあり方検討委員会意見

（１）“ぱる”のあり方について

“ぱる”は、狛江市社会福祉協議会で事業継続していくことが望ましい。

“ぱる”の利用児は減少傾向にあるが、狛江市内の児童発達支援事業所だけでは“ぱる”利用児を全て受け入れることができない。療育を必要とする子どもが適切に療育を受けることができるよう、当分の間は狛江市社会福祉協議会で事業継続していくことが必要である。

今後“ぱる”の方向性としては、児童発達支援の提供だけでなく、狛江市における障がい児支援の中核的機能の一旦を担っていくことが望まれる。まずは“ぱる”が培ってきた地域の保育園及び幼稚園の職員に“ぱる”の研修に参加して頂き療育的関わり方を学ぶ場の提供や就学を控えた保護者に向けた就学ガイダンス等の「地域支援」に取り組んでいく。その他、児童福祉法の改正も踏まえ“ぱる”がセンターの機能について協働していくことが求められている。

なお、“ぱる”の継続期間及び職員体制については、利用児数の推移を見ながら狛江市の所管課と協議していく必要がある。

（２）医療的ケア児への対応について

“ぱる”は継続して医療的ケア児の受け入れをしていくことが望ましい。

障害児通所支援に関する検討会で、医療的ケア児の支援は国において検討が進められている。また、狛江市には11名の医療的ケア児がおり、療育を必要とする医療的ケア児の支援を提供できるよう取り組んでいく必要がある。

医療的ケア児の受け入れに対して安全にサービスを提供するためには、個々の医療的ケア児に必要な支援について事前の見立てが必要である。その見立てや、医療的ケア児の支援に必要な医療職

の人材確保を含めた体制整備を粕江市とセンター、“ばる”の連携会議で検討していく必要がある。

事業 No. 6 地域生活支援拠点の整備に伴う障害者福祉センター及び地域自立生活支援センター（サポート）の事業整理

1 検討に至る経緯

障がい者の生活を地域全体でささえるため、令和6年度に地域生活支援拠点が設置されることになった。地域生活支援拠点で実施されるサテライト相談は、障害者福祉センター及び地域自立生活支援センターの相談機能と役割が重なる部分があるため当該2つのセンターの事業整理が必要となった。

また、サテライト相談の機能において一定の役割を担うことが予定されており、それらを踏まえた新たな地域自立生活支援センターの事業内容を計画作成ニーズとのバランスも踏まえ検討することが必要となった。

2 事業のあり方検討委員会意見

（1）障害者福祉センター及び地域自立生活支援センターの優先度を踏まえた事業整理について

障害者福祉センター事業と地域自立生活支援センター事業には重なっている事業があるため、わかりやすく整理をすることが望ましい。（次頁参照）

障害者地域自立生活支援センターが実施する個々の事業は、継続的に実施されている内容のものが多く対象となる当事者に大きな影響を与えるため、事業を終了又は削減することは困難である。しかし、優先的に取り組む新たな事業もあることから、当事者への影響が少ない事業は簡略化するなどの工夫をしていく必要がある。

（2）各事業内容と計画相談支援に係るバランスについて

粕江市は相談支援事業所が限られ、計画相談支援のニーズが多いことから計画作成の対象を拡大し学齢期児童（6歳～18歳）も受けていく必要がある。また、地域生活支援拠点と連動した動きができるよう一般相談支援事業の指定を受ける必要がある。

障害者地域自立生活支援センターの事業を維持したまま、増えていく計画相談支援や新たに取り組む一般相談支援事業、サテライト相談等に対応していくためには現行の人的資源だけでは困難であることが予想される。個々の事業を見極めて整理及び縮小し、期待されている役割に取り組めるよう体制を整える必要がある。

（3）サテライト相談の機能の整理を踏まえた人員体制の整備について

粕江市において検討している地域生活支援拠点におけるサテライト相談の方向性が示された後、人員体制について改めて所管課と協議する必要がある。粕江市障害者地域自立生活支援センターと障害者福祉センターの整理

整理の方法

- 1 障害者福祉センターの事業「総合相談・歯科相談」を障害者地域自立支援センターの事業に組み入れ重なっている事業を整理する。
- 2 障害者福祉センターと委託事業（障害者地域自立支援センターと障がい者就労支援センター）を統合する。
- 3 重層的・包括的支援と文言変更し、総合相談と福祉サービスでは解決できないことに対する支援（2層目支援）を実施する。

3 狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

(1) 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的) 第1条 この要綱は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (所掌事項) 第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。 (1) 地域福祉活動に関連する調査及び分析に関すること。 (2) 計画の策定及び改訂に関すること。 (3) 計画に掲げた施策の評価に関すること。 (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた事項 (構成及び委嘱等) 第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる区分から選出した委員 14 名以内で構成し、会長が委嘱又は任命する。 (1) 学識経験者 1 名 (2) 識見を有する者 1 名 (3) 民生委員・児童委員協議会 1 名 (4) 福祉施設及び福祉団体 2 名 (5) ボランティア・地域住民活動団体 1 名 (6) 町会・自治会連合会 1 名 (7) 協議会理事 2 名 (8) 協議会評議員 1 名 (9) 狛江市職員 2 名 (10) 東京都社会福祉協議会職員 1 名 (11) その他会長が必要と認めた者 1 名 (任期) 第4条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員に欠員が生じたときは、第 3 条に掲げる区分に従い、補欠委員を選出する。 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長) 第5条 策定委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	(会議) 第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長を務める。 2 策定委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。 3 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び策定委員会に付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなす。 4 策定委員会の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 (書面等による会議) 第7条 委員長は、委員の招集が困難な場合は、書面又は電磁的記録により会議を開催することができる。 2 前項に規定する決議については、前条第 4 項の規定を準用する。 (専門部会) 第8条 策定委員会が必要と認めた場合は、専門部会を置くことができる。 2 専門部会の構成、人数及び任期等について必要な事項は、委員長が策定委員会の議決を経て定める。 3 委員長は、第 3 条に規定する委員以外で知識、経験を有する者を策定委員会の議決を経て専門部会の構成員とすることができる。 (庶務) 第9条 策定委員会の庶務は、協議会地域福祉課において処理する。 (委任) 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。 付 則 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱施行の際、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会総合企画調整委員会要綱（平成 19 年要綱第 2 号）は、廃止する。
--	---

(2) 狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

①地域福祉活動計画策定委員会 令和5年2月13日から令和7年2月12日まで（2年間）

番号	役職	氏名	所属・役職	選出区分
1	委員長	市川 衛	前狛江市民生委員・児童委員協議会代表会長	民生委員・児童委員協議会
2	副委員長	中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	学識経験者
3	委員	高橋 順子	調布市社会福祉協議会地域福祉推進課長	識見を有する者
4	委員	六笠 良一	社会福祉法人足立邦栄会狛江エリア事務長	福祉施設及び福祉団体
5	委員	安藤 万寿代	狛江市障害者団体連絡協議会会長	福祉施設及び福祉団体
6	委員	梶川 朋	c o m a r c h代表	ボランティア・地域住民活動団体
7	委員	佐藤 英一	狛江市町会・自治会連合会会長	町会・自治会連合会
8	委員	田中 麗子 谷田部 茂	狛江市社会福祉協議会理事（令和5年6月退任） // （令和5年9月就任）	社会福祉協議会理事
9	委員	浅見 秀雄 小川 みゆき	狛江市社会福祉協議会常務理事（令和5年3月退任） // （令和5年4月就任）	社会福祉協議会理事
10	委員	門脇 由美子	狛江市社会福祉協議会評議員	社会福祉協議会評議員
11	委員	佐渡 一宏	狛江市福祉政策課長	狛江市職員
12	委員	高橋 治	狛江市高齢障がい課長	狛江市職員
13	委員	森 純一	東京都社会福祉協議会地域福祉部長	東京都社会福祉協議会職員
	事務局	小楠 寿和（狛江市社会福祉協議会事務局長） 平山 剛 （狛江市社会福祉協議会地域福祉課長） 大山 寛人（狛江市社会福祉協議会地域福祉課副主幹、狛江市市民活動支援センター長）		

① 地域福祉活動計画策定委員会実務委員会 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

番号	氏名	所属
1	平山 剛	地域福祉課長
2	大山 寛人	地域福祉課副主幹、狛江市市民活動支援センター長
3	大塚 隆人	地域福祉課地域総務係長
4	大谷 美樹	地域福祉課相談支援係長、あいとぴあ地域包括支援センター長
5	中山 千緒里	地域福祉課地域総務係主査
6	岸 真	地域福祉課地域総務係主査
7	鈴木 綾乃	地域福祉課相談支援係主任
8	石井 康一	サービス事業課障がい支援係主任
9	鈴木 誠人	地域福祉課地域総務係主事

(3) 狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会検討経過

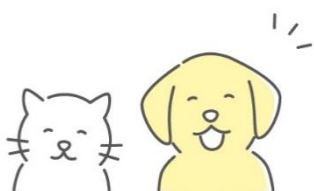
①地域福祉活動計画策定委員会

開催回	日時	議題
第1回	令和5年2月13日(月) 午前10時から11時20分まで	(1) 委員紹介 (2) 委員長及び副委員長の選任 (3) 次期地域福祉活動計画策定の進め方について (4) 次期地域福祉活動計画の調査の進め方について (5) 現地域福祉活動計画の事業評価(進捗状況の報告と評価の確定等)について (6) 次期地域福祉活動計画骨子案の検討 (7) その他
第2回	令和5年5月24日(水) 午後2時から3時10分まで	(1) 地域福祉活動計画策定スケジュールの確認 (2) 地域福祉活動計画骨子案(改定案)の検討 (3) その他
第3回	令和5年8月3日(木) 午後2時から4時まで	(1) 現行の地域福祉活動計画の事業評価(進捗状況の報告と評価の確定等)について (2) 次期地域福祉活動計画案の検討 (3) その他
第4回	令和5年11月22日(水) 午後2時から4時まで	(1) 地域福祉活動計画(素案)の検討について (2) その他 ※令和5年12月4日(月)理事会役員会報告
第5回	令和6年2月16日(金) 午後2時から4時まで	(1) 地域福祉活動計画(最終案)の検討について (2) その他 ※令和6年3月15日(金)理事会、3月27日(水)評議員会決議

②地域福祉活動計画策定委員会実務委員会

開催回	日程	開催回	日程
第1回	令和5年4月27日(木)	第11回	令和5年8月17日(木)
第2回	令和5年5月9日(火)	第12回	令和5年9月6日(水)
第3回	令和5年5月15日(月)	第13回	令和5年9月29日(金)
第4回	令和5年5月18日(木)	第14回	令和5年11月1日(水)
第5回	令和5年5月29日(月)	第15回	令和5年11月9日(木)
第6回	令和5年6月12日(月)	第16回	令和5年11月27日(月)
第7回	令和5年6月16日(金)	第17回	令和5年12月7日(木)
第8回	令和5年6月21日(水)	第18回	令和6年1月31日(水)
第9回	令和5年7月5日(水)		
第10回	令和5年7月13日(木)		

用語集



本計画書で使用する用語のうち、
必要な項目について解説を掲載し
てます。

用語集

あ行

IoT（アイ・オー・ティー）

”Internet of Things”の略で、「モノのインターネット」と呼ばれている。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、IoT機器とはそうしたインターネットにつながるモノを指す。

LGBTQ（エル・シー・ピー・ティー・キュー）

レズビアン（L：女性同性愛者）・ゲイ（G：男性同性愛者）・バイセクシュアル（B：両性愛者）・トランスジェンダー（T：生まれたときの性別にとらわれずに生きたい人）の頭文字に加えて、自分の性がわからないというクエスチョニングと性的少数者を表すウィアの頭文字 Q を加えた、セクシュアルマイノリティ全般を表す言葉である。

NPO（エヌ・ピー・オー）

非営利組織（Non-Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。法人格の有無と問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定の非営利活動を行う団体を指す。

あんしん未来創造事業

急な入院などの際に頼れる親族がいない場合でも、安心して地域で暮らしていけるよう、十分な判断能力があるうちに支援方法を決めて契約し、必要時に金銭の管理や手続き、保証人機能などのサービスを行う事業をいう。

か行

権利擁護

守られるべき権利が守られるということ。自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障がい者、子どもなどの代わりに代理人である援助者等ができる限り本人から聞き取るなどして本人の意向を尊重し、当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使などの支援を行うこと。制度として福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度等がある。

さ行

CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility の略。企業が組織活動を行うにあたって担う社会的責任のことである。社会的責任とは、従業員や消費者、投資者、環境などへの配慮から社会貢献までの幅広い内容に対して適切な意思決定を行う責任を指す。

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

既存の法制度では支援することが困難な、制度の狭間の問題や、多様化、複合化する課題に対応するため、地域の個別課題を地域課題と捉え、地域住民と共に課題解決に取り組む専門職である。

住民・地域住民

本計画書において「住民」とは、市内に住所がある人のことを指す。また「地域住民」とは、市内に住所があるだけでなく、市内において働く人、学ぶ人、様々な活動をする人など、すべての人のことを指す。

社会資源

地域住民や利用者のニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称したもの。

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態をいう。単身世帯の増加、婚姻率の低下、若者の社会的自立の遅れなど様々な要因が背景にある。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられている、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体である。一定の地域社会において、住民が主体となって取り組む、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図る。略して「社協」と呼ぶ。

小地域福祉活動

住民にとって身近でなじみのある日常生活上の地域の福祉課題に対して、住民自身が主体的に、自分たちができることで協力し、行政等とも連携して解決しようとする取り組み。

制度の狭間

一例として、軽度の認知症や精神障がい疑われ様々な問題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさないなど、既存の福祉制度等では支援が行き届かないような状況のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度である。法定後見制度と任意後見制度がある。

生活課題

居住地域内において、日常生活の中で感じる困りごとをいう。

生活困窮者（自立支援制度）

最低限度の生活の維持ができなくなるおそれのある方に対し、相談者の状況に応じた包括的かつ継続的支援を実施する。自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業のほか、地域の実情に応じた任意事業が実施される。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援と介護予防サービスの体制整備の推進を目的に、ボランティア等による生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに、社会資源の開発やネットワークづくり、地域のニーズの把握などを行う専門職である。

SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）

ソーシャル・ネットワーク・サービス（Social Networking Service）の略。インターネットを介して人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービス。代表的なものに Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、X（エックス）、Instagram（インスタグラム）などがある。

た行

ダブルケア

子の世話と親（親族）の介護とが同時期に必要なとなっている状況のこと。

多摩南部成年後見センター

福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の構成5市が設立し共同運営をしている法人をいう。

地域共生社会

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会である。

地域福祉権利擁護事業

高齢や障がいにより判断能力が弱り生活に不安を抱える方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業である。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で継続して暮らせるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制を指す。

地域包括支援センター

地域住民の福祉・医療・保健の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、専門職員（保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が介護、福祉、健康、医療など様々な面から地域の高齢者の支援を行っている。

地域力

町会・自治会、事業者、団体・NPO 等様々な主体が持っている力、それら相互及び市との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくり等、多様な地域の課題を解決し、魅力あふれる地域を創造していく力をいう。

中核機関

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワークを効果的に運営していくために、中心となって関係機関との連携・調整等コーディネートを行う機関のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者又は事実婚のパートナーなど親密な関係にある（あった）人からの暴力で、女性加害者になる場合もある。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにする等の精神的なもの、生活費を渡さないなど経済的なもの、性行為の強要など性的なものも含まれる。多くは家庭という私的な場で起こるため発見されにくく、被害者に恐怖や不安を与える行為が長期に渡り繰り返されるため、心身に深刻なダメージを及ぼす場合が多い。

な行

日常生活圏域

市町村介護保険計画において、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域のことをいい、国では概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域としている。狛江市では、あいとびあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアの3つを日常生活圏域としている。

ニューノーマル（新しい生活様式）

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する行動、暮らし方、働き方など、いわゆる「with コロナ」、「after コロナ」における新たな生活様式のこと。

は行

8050問題（ハチ・マル・ゴー・マル）

もともとは「80歳代の親と50歳代のひきこもっている子」の世帯のこと。親の高齢化と子の長期化したひきこもり状態により、病気や介護、収入のことなど孤立や困窮につながる複雑化した課題のある世帯（重複支援を必要とする）を意味する言葉として使用される。計画期間内に新たに9060問題に発展するリスクがある。

ひきこもり

「様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」を指し、当事者が自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、より良く生きる意欲や勇気を失っている場合があること、また長期間にわたるひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性がある。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人のことをいう。その範囲は、市地域防災計画で定めている。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもののことを指す。Plan（計画）は目標を設定し業務計画を作成する段階、Do（実行）はPlan（計画）の段階で立てた計画を実際に実行する段階、Check（評価）は計画に沿って実行できたかを評価する段階、Action（改善）は実施結果を検討し、業務の改善を行う段階のことを指す。

プラットフォーム

多様な団体や機関、人々を互いに結びつけ、ネットワークを構築する共通の基盤のこと。近年、福祉分野においては、「分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、さらなる展開が生まれる場」を指して使用されることが多くなっている。

福祉カレッジ

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会の形成に向けて、地域住民を対象に、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという「共に生きるまちづくり」について学習する機会として開講するものである。福祉、地域活動の基礎を学ぶ基礎コースと地域で活躍できる人材を育成する専門コースの2種類のコースから構成される。

福祉教育

高齢者や障がい者、性的少数者など様々な人の生活や生き方に学び、多様性への理解や支え合いへの意識など福祉的な感覚を身に付けるとともに、身近にあるバリア等への問題意識を持ってもらうための教育活動をいう。

福祉のまちづくり委員会

身近な生活圏域の中で、地域住民や地域の様々な団体等が自ら地域の課題に気づき、共有し、ともにその解決に取り組む仕組みとして設置している。福祉カレッジの修了生が中心となり、地域課題の共有とその解決に向けての取組みのほか、住民懇談会の企画・実施も行っている。なお同委員会では解決できない地域生活課題を協議し、支援に向けた方向性を提案する会議体として、福祉のまちづくり協議委員会がある。

包摂型社会（包摂的な地域づくり）

「社会的包摂」は、貧困や失業等様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていく考え方である。「包摂型社会」は、そのような社会的包摂の考え方が浸透し、実現される社会のことを指す。

ま行

身元保証

身元保証とは、身寄りがいない、家族はいるが頼めないといった場合に、それらに代わって病院への入院、福祉施設・賃貸住宅への入居の際の身元保証人の引き受けを行うサービスのことをいう。現在のところ身元保証は、成年後見制度のように法律で明確な基準が定められているものではなく、公的な監督体制も存在しない。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活に困っている人やひとり暮らしの高齢者、児童、障がいのある方等に対し、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める非常勤の地方公務員である。すべての民生委員は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と称する。また、育児のことやいじめや不登校、児童虐待のことなど、児童及び妊産婦福祉を専門的に担当するのが「主任児童委員」である。

や行

ヤングケアラー

障がいや病気の家族のために家事や仕事を担ったり、世話や見守りなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。責任や負担が重く、学業や友人関係などに大きな支障をきたしていることが多い。

ら行

老人クラブ

高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会を実現することを目的として、社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行う、地域の高齢者（概ね60歳以上）で構成された団体のこと。

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
第4次狛江市地域福祉活動計画

令和6（2024）年4月

発行：社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

東京都狛江市元和泉二丁目 35 番 1 号

電話 03-3488-0294

ホームページ <https://welfare.komae.org/>